

令和8年第1回定例会（3月2日招集）

嘉島町議会議録

令和8年第1回嘉島町議会定例会会議録(第1号)

・招集年月日

令和8年3月2日(月曜日)

招集場所 役場庁舎議場

午前10時開会・開議

・出席議員(11名)

1番	春日公和	6番	森下文夫
2番	木下武	7番	満田和浩
3番	穴井智子	8番	増岡司
4番	齊藤進	9番	川野伸一
5番	園田義宣	10番	森田義雄
		11番	境野隆文

・欠席議員(0名)

・説明のため出席した者の職氏名

町長	鍋田平
教育長	青木政俊
総務課長	永田智紀
税務課長	富嶋信行
町民保険課長	増永貴士
福祉課長	松本和美
農政課長	牛嶋寿男
建設課長	橋本浩史
企画情報課長	西本幸弘
都市計画課長	藤本賢二
学校教育課長	中富喬
社会教育課長	河原和幸
給食センター所長	石坂英一
会計管理者(兼会計室長)	吉本博志
監査委員	蜂屋誠

・職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 下田雅文

議事日程第1号

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議長報告

日程第4 議案の上程及び提案理由の説明

- 1 議案第10号 嘉島町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 議案第11号 嘉島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第12号 嘉島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第13号 嘉島町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 5 議案第14号 嘉島町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第15号 東部台地土地区画整理事業区画道路築造工事（1-1工区）その1請負変更契約の締結について
- 7 議案第16号 東部台地土地区画整理事業区画道路築造工事（1-1工区）その2請負変更契約の締結について
- 8 議案第17号 令和7年度嘉島町一般会計補正予算（第10号）
- 9 議案第18号 令和7年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 10 議案第19号 令和7年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第2号）
- 11 議案第20号 令和7年度嘉島町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 12 議案第21号 令和7年度嘉島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 13 議案第22号 令和7年度嘉島町簡易水道事業会計補正予算（第3号）
- 14 議案第23号 令和7年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第4号）
- 15 議案第24号 令和8年度嘉島町一般会計予算
- 16 議案第25号 令和8年度嘉島町国民健康保険特別会計予算
- 17 議案第26号 令和8年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計予算
- 18 議案第27号 令和8年度嘉島町介護保険特別会計予算
- 19 議案第28号 令和8年度嘉島町後期高齢者医療特別会計予算
- 20 議案第29号 令和8年度嘉島町簡易水道事業会計予算
- 21 議案第30号 令和8年度嘉島町下水道事業会計予算

散 会

開会・開議 午前10時

.....

○議長（境野隆文君） 皆さん、おはようございます。3月に入りました。温かい日がここ数日間続いておりますが、まだまだ油断ができない季節であります。議員の皆様、執行部の皆様におかれましては、体調の管理には十分にご留意いただきまして、この5日間議会を終了したいと思っております。

ただ今の出席人数は11名です。定足数に達していますので、令和8年第1回嘉島町議会定例会を開会します。直ちに本日の議会を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

.....

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（境野隆文君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第119条の規定により、2番 木下 武議員、3番 穴井 智子議員を指名します。

.....

日程第2 会期の決定

○議長（境野隆文君） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日から3月6日までの5日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、会期は5日間と決定しました。

.....

日程第3 議長報告

○議長（境野隆文君） 日程第3 議長報告となっております。

議長、一部事務組合、広域連合議会の概要につきましては、それぞれの所属議員から報告書が提出されております。なお、議案等を議会事務局に備えておりますので、ご参照下さい。12月定例会以降、議長宛てに提出された陳情書につきましては、一覧表の通りであります。令和8年度定期監査結果、および12月から2月までの例月現金出納検査結果について、監査委員から報告書が提出されております。

以上で議長報告を終わります。

.....

日程第4 議案の上程及び提案理由の説明

○議長（境野隆文君） 日程第4 議案の上程及び提案理由の説明となっております。

これより、

- 1 議案第10号 嘉島町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 議案第11号 嘉島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第12号 嘉島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第13号 嘉島町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 5 議案第14号 嘉島町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第15号 東部台地土地区画整理事業区画道路築造工事（1-1工区）その1請負変更契約の締結について
- 7 議案第16号 東部台地土地区画整理事業区画道路築造工事（1-1工区）その2請負変更契約の締結について
- 8 議案第17号 令和7年度嘉島町一般会計補正予算（第10号）
- 9 議案第18号 令和7年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 10 議案第19号 令和7年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第2号）
- 11 議案第20号 令和7年度嘉島町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 12 議案第21号 令和7年度嘉島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 13 議案第22号 令和7年度嘉島町簡易水道事業会計補正予算（第3号）
- 14 議案第23号 令和7年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第4号）
- 15 議案第24号 令和8年度嘉島町一般会計予算
- 16 議案第25号 令和8年度嘉島町国民健康保険特別会計予算
- 17 議案第26号 令和8年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計予算

- 18 議案第27号 令和8年度嘉島町介護保険特別会計予算
- 19 議案第28号 令和8年度嘉島町後期高齢者医療特別会計予算
- 20 議案第29号 令和8年度嘉島町簡易水道事業会計予算
- 21 議案第30号 令和8年度嘉島町下水道事業会計予算

以上の21件を一括して議題といたします。

町長の説明を求めます。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 皆さん、おはようございます。本日は、令和8年第1回嘉島町議会定例会に全議員の皆様ご出席いただきまして誠にありがとうございます。12月議会以降の町政報告をさせていただきます。

令和8年度当初予算について、本定例会に提案しております一般会計の来年度予算は、総額88億6,330万円となっており、今年度の一般会計と比較して10.4%、8億3,356万円の増となっております。歳入につきまして、自主財源である町税を前年度比3.7%、6,871万円増の19億4,807万円と見込んでおり、新型コロナウイルスの流行後は伸び悩んでいたものの、堅調に増加しており、今後も経済活動の復調や賃金上昇を背景に、増加傾向で推移するものと予想しております。繰入金については、前年度比13.2%増の12億1,908万円としており、主なものとしてはふるさと応援寄附金基金繰入金が5億円、財政調整基金繰入金が5億2,000万円であります。また寄附金ですが、ふるさと寄附金は前年度比10.4%減の5億3,000万円で見込んでおります。なお、前述の要因により自主財源の割合は、前年度比0.7%増の46.0%となっております。一方、依存財源としましては、地方交付税を13億5,150万円、国庫支出金を15億7,102万円と見込んでおります。依存財源の割合は、町債が21.7%、1億6,590万円減の6億30万円となったことで54%と前年度比0.7ポイント減少しております。次に歳出ですが、目的別経費で見ると前年度と比較して民生費が20.1%、土木費が48%、公債費が7.4%増加しており、衛生費が6.3%、教育費が20.8%減少しております。代表的な事業としては、嘉島中学校校舎増築事業3億9,112万円、嘉島東部台地土地地区画整理事業6億789万円、運動公園整備事業1億5,300万円、道路橋梁新設改良事業1億6,092万円が挙げられます。このほか来年度は、学校給食費において小学校の完全無償化、中学校の一部無償化3,000円として、学校給食費補助を6,468万円計上いたしました。これは子育て世帯を支援するもので、将来的には中学校までの完全無償化の実現を目指しております。財源としましては、堅調に伸びてきている町税およびふるさと寄附金が考えられますが、来年度は国・県の補助の残額をふるさと寄附金のうち、寄附金の使途を教育推進に関する事業として寄附いただいた分から充当することとしております。なお、教育推進分として今年度充当している事業全てに、来年度も充当できていることから、本補助金に充当することによる既存事業への影響はないものと考えております。今後もふるさと納税や企業誘致等への取り組みを強化し、税収増を図り、さらなる自主財源の確保に努めてまいります。

また、学校給食費無償化の実現には、議会による予算の議決が必要です。議員の皆様のご理解をよろしくお願いいたします。最後に本町の財政状況ですが、財政指数に着目すると令和6年度決算で財政力指数が0.6、経常収支比率88.8、実質公債費比率10.9、将来負担比率61.1となっており、不断の努力により比較的健全な財政状況であります。財政力指数は低下傾向、実質公債費比率は上昇傾向にあり、来年度以降も学校教育施設の整備や東部台地土地地区画整理事業を予定しており、ますます厳しくなることが予想されます。公債費も年々増加しており、来年度発行予定分までで見ますと、令和11年度にピークを迎えることとなりますが、今後も起債は不可避であり、後年度でさらなるピークが来ると考えられます。さらに今日、物価高騰や賃金上昇による経費は増していく一方であり、非常に厳しい行財政運営が予想されます。そのようななか、歳出の抑制はもちろんのこと、行財政改革に取り組み、嘉島町に住んでみたいと思えるような施策を推進することで人口増加を図り、先ほど述べましたように企業誘致やふるさと寄附金に注力することで歳入増に努めるとともに、地方自治法にもありますが、常に組織および運営の合理化に努めながら、最小の経費で最大の効果を上げるべく、職員一人ひとりが経営意識・責任感を持って健全な財政運営に努めてまいります。引き続き皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

地域商品券についてでございます。物価高騰の影響を受けている家計負担を軽減し、地域経済の活性化を図るため、国の重点支援地方交付金を活用して、嘉島町内の事業所・店舗で使用できる地域商品券事業を実施しています。今回は、嘉島町に住民登録（12月1日現在）されている方に、1人あたり1万円分の商品券を配布するほか、18歳以下および65歳以上の方には追加で1万円分配布する事業といたしました。2月18日より引き換えを行い、有効期限は5月10日までとなります。

物価高騰対応子育て応援手当金について、物価高騰の影響が長期化し、その影響を特に受けている子育て世帯を支援し、健やかな成長を応援する観点から、令和7年9月分の児童手当支給対象児童と令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童1人あたり2万円を支給します。初回振込を1月28日に行い、対象児童数1,906名分、3,812万円を振り込みました。

嘉島町公営住宅の募集について、嘉島町公営住宅3団地3戸の空きに対し、12月1日から26日まで入居者募集を行ったところ、14名の方から応募があり、募集戸数を超える申込みとなりましたので、1月29日に抽選会を行い、厳正なる抽選により新たな入居者が決定しました。現在3月1日から入居に向けて準備を行っております。

上益城5町のゴミ処理施設について、現在準備書の公表を終え、令和8年度中に環境アセスメントが完了する予定となっております。今後になりますが、環境アセスメントが完了し、事業計画が適正であると判断できれば、改めて上益城5町と事業者が環境保全協定および立地協定等を締結し、各法令の許可手続きを経て、土地の造成・施設の建設を行う予定となっております。今後とも各関係機関との協議や調整を行い、事業の進捗など随時情報発信しながら事業を進めてまいります。

上島・蔵園の土地区画整理事業（仮称）について、熊本県が進める熊本都市計画区域の区域区分見直しの中で、上島・蔵園地区の約13haが市街化区域に編入予定となっております。同時に町では、土地区画整理事業の都市計画決定を行い、良好な市街地形成を目的として参ります。また、この件に関しては、今年1月30日、都市計画に関する住民説明会を役場2階大会議室で開催し、都市計画決定の内容やスケジュールなどの説明を行いました。今後5月下旬の決定を目指して、地域住民の皆様や地権者の皆様と協議しながら事業を進めてまいります。

学校施設の整備について、来年度発注予定の中学校校舎増築工事に向けて行っているテニスコート移設に関し、戦争慰霊碑移設・屋外部室解体工事が1月に完了し、12月臨時議会で承認をいただいたテニスコート新設工事に着工しました。

井寺古墳の災害復旧状況についてでございます。平成28年熊本地震により被災した井寺古墳の復旧状況につきましては、令和7年度はレーザー測量と石室の空洞調査などを実施しました。今後は、有識者や住民の意見聴取などを行い、調査結果と意見聴取の結果などを踏まえ、専門家による検討委員会に諮りながら、復旧基本計画などの策定に向けた準備を進めてまいります。

社会教育関係イベントについてでございます。1月11日に町民会館ホールアクアにて二十歳を祝う会を開催し、68名の参加がありました。また、2月8日に開催されました第52回郡市対抗熊日駅伝大会に、上益城郡チームの代表として本町から高校生1名が選出され、力走をみせました。

町営運動場災害復旧状況についてでございます。調査、設計に不測の日数を要しておりましたが、設計業務が完了しましたことから、改修工事の発注に向けた準備を進めております。利用者の方々にはご迷惑をおかけしておりますが、できるだけ早く利用再開ができるように努めてまいります。

消防団出初式並びに消防点検について、令和8年3月1日曜日、中学校グラウンドにおいて議員の皆様をはじめ来賓の方々を案内しての開催となりました。太田団長以下182名の団員が出動して、通常点検、小型ポンプ操法競技など繰り広げ、日頃の訓練の成果を競い合いました。操法競技の部の優勝は、第1分団第2部下六嘉でした。7月に御船町で行われる郡操法大会には、第1分団第2部下六嘉および第2分団第2部上六嘉が町の代表として出場いたします。

以上が町政報告でございます。

引き続きまして、提案理由を説明いたします。

○議案第10号 嘉島町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

組織機構改革の実施により住民サービスの向上及び行政組織の効率化を図るため、本条例を制定する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

○議案第11号 嘉島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職務の実態に即した級別区分とすることで、職責に応じた公平・公正な給与体系の確保及び組織運営の明確化と人事管理の適正化を図るため、本条例を制定する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

○議案第12号 嘉島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

嘉島町国民健康保険特別会計の財政運営が非常に厳しい状況にあるため、被保険者の税額負担を変更するため、嘉島町国民健康保険運営協議会より答申を得た結果を踏まえ、本条例を制定する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

○議案第13号 嘉島町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

令和8年度から乳児等通園支援事業を実施するに当たり、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、本条例を制定する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

○議案第14号 嘉島町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

嘉島町総合運動公園の円滑な管理運営のために、本条例を制定する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

○議案第15号 東部台地土地地区画整理事業区画道路築造工事（1-1工区）その1請負変更契約の締結について

東部台地土地地区画整理事業区画道路築造工事（1-1工区）その1の請負変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

○議案第16号 東部台地土地地区画整理事業区画道路築造工事（1-1工区）その2請負変更契約の締結について

東部台地土地地区画整理事業区画道路築造工事（1-1工区）その2の請負変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

○議案第17号 令和7年度嘉島町一般会計補正予算（第10号）について

令和7年度嘉島町一般会計補正予算（第10号）は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億6,812万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億1,419万7千円としました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正のとおりであります。

地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表 繰越明許費のとおりであります。

地方債の変更は、第3表 地方債補正のとおりであります。

なお、歳入歳出予算補正の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書をご参照ください。

○議案第18号 令和7年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

令和7年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ193万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,308万8千円としました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正のとおりであります。

なお、歳入歳出予算補正の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書をご参照ください。

○議案第19号 令和7年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第2号）について

令和7年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第2号）は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ197万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ264万3千円としました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正のとおりであります。

なお、歳入歳出予算補正の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書をご参照ください。

○議案第20号 令和7年度嘉島町介護保険特別会計補正予算（第4号）について

令和7年度嘉島町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,041万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億277万6千円としました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正のとおりであります。

なお、歳入歳出予算補正の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書をご参照ください。

○議案第21号 令和7年度嘉島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について

令和7年度嘉島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳

出それぞれ223万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,626万4千円としました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正のとおりであります。

なお、歳入歳出予算補正の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書をご参照ください。

○議案第22号 令和7年度嘉島町簡易水道事業会計補正予算（第3号）について

令和7年度嘉島町簡易水道事業会計補正予算（第3号）は、収益的収支予算のうち、収入において、第1款 水道事業収益、第1項 営業収益を33万6千円、第2項 営業外収益を7万円増額し、総額を6,718万7千円としました。

資本的収支予算のうち、収入においては、第1款 資本的収入、第1項 出資金を229万1千円、第2項 企業債を2,200万円、第3項 国庫補助金を1,097万2千円減額し、総額を3,350万9千円、資本的支出、第1項 建設改良費を3,431万5千円減額し、総額を3,350万9千円としました。

議会の議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与費を513万8千円減額して、1,152万円としました。

なお、収益的収支予算及び資本的収支予算の補正金額の詳細につきましては、令和7年度嘉島町簡易水道事業会計補正予算実施計画明細書をご参照ください。

○議案第23号 令和7年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第4号）について

令和7年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第4号）は、収益的収支予算のうち、収入において、第1款 下水道事業収益、第1項 営業収益を892万円減額し、第2項 営業外収益を918万1千円減額し、総額を4億5,513万7千円としました。支出においては、第1款 下水道事業費用、第1項 営業費用を11万円減額し、第2項 営業外費用を22万4千円減額し、総額を4億4,437万7千円としました。

資本的収支予算のうち、収入においては、第1款 資本的収入、第4項 国庫補助金5万5千円増額し、総額を3億5,143万4千円としました。

支出においては、第1款 資本的支出、第1項 建設改良費を11万円増額し、総額を5億2,921万3千円としました。

なお、収益的収支予算及び資本的収支予算の補正金額の詳細につきましては、令和7年度嘉島町下水道事業会計補正予算実施計画明細書をご参照ください。

○議案第24号 令和8年度嘉島町一般会計予算について

令和8年2月公表の内閣府の月例経済報告によれば、我が国経済は「景気は、米国の通商政策の影響が残るものの、緩やかに回復している。」としており、「先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待される。ただし、今後の物価動向や米国の通商政策をめぐる動向などの景気を下押しするリスクに留意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。」との基調判断がなされております。また、政府は政策の基本的態度として、『責任ある積極財政』の考え方の下、戦略的に財政出動を行うことで『強い経済』を構築する。」としております。

地方財政については、「経済財政運営と改革の基本方針2024」において、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額に関し、令和7年度から令和9年度までの3年間は、令和6年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしています。

本町においては、宅地開発による定住促進及び企業誘致による雇用創出の取組により、人口は増加を続けており、人口増加率でも県内で上位に位置するなど発展を遂げております。一方で、急激な物価高騰等による賃金上昇や社会福祉費、児童福祉費等が今後も増大していくことが見込まれます。加えて児童・生徒の増加に伴う公立学校の教室不足に伴う学校増築やゆすいの杜の区画整理事業など多額の費用を要している中、嘉島町総合計画及び嘉島町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げられた重要政策を着実に推進するため、各種施策の優先順位の厳しい峻別により重点化を進め、事務事業の見直しや再構築はもとより、歳出全般にわたり更にスリム化・効率化を聖域なく進める必要があります。

以上のような基本的考えの下に令和8年度の一般会計予算の編成を行いました。

予算規模につきましては、88億6,330万4千円となり、前年度に比べ8億3,356万円、率にして10.4%の増となりました。

歳入につきましては、町税や繰入金等の自主財源46.0%に対し、地方交付税、国・県支出金、町債等の依存財源54.0%の構成となり、自主財源の総額は前年度に比べ4億4,587万4千円、率にして12.3%の増となりました。

自主財源の軸となる町税は、町民税、固定資産税及び軽自動車税等の増に伴い前年度比3.7%増の19億4,807万円を見込額として計上しました。

その他、分担金及び負担金6,047万6千円、使用料及び手数料7,732万7千円を現行制度により、また、財産収入733万4千円、寄附金5億3,100万円及び諸収入2億393万2千円を見込額として計上しました。

繰入金12億1,908万4千円のうち5億2,000万円は、一般財源の不足額を補うため財政調整基金を取り崩し、その他、ふるさと応援寄附基金5億円等を繰り入れるものであります。

繰越金は3,000万円としました。

一方、依存財源としまして、地方交付税に前年度比8.1%増の13億5,150万円を計上したほか、国・県支出金には、施設型給付費負担金6億5,400万円、障害児施設給付費負担金1億3,275万円等を含む23億2,924万7千円、地方譲与税4,102万6千円、利子割交付金134万9千円、配当割交付金425万1千円、株式等譲渡所得割交付金825万3千円、法人事業税交付金1,764万7千円、地方消費税交付金3億4,334万3千円、環境性能割交付金123万5千円、地方特例交付金8,664万4千円、交通安全対策特別交付金128万6千円をそれぞれ交付基準に基づき計上しました。

町債6億30万円は、学校教育施設等整備事業債2億5,910万円及び長寿命化事業債7,200万円等を借り入れるものであります。

次に歳出について、性質別に説明いたします。

性質別には義務的経費39.4%、経常的経費32.0%、投資的経費16.6%に大別されます。

義務的経費34億8,611万5千円のうち、人件費につきましては、現給を基礎として9億5,066万7千円を計上しました。

扶助費は交付基準により17億644万7千円、公債費は償還計画に基づく元金及び利子の償還金を8億2,900万1千円計上しました。

経常的経費に28億3,151万4千円計上しました。

物件費につきましては、35.9%の増となり、維持補修費につきましては8.7%の増となりました。

また、補助費等につきましては39.3%の増となりました。

投資的経費に14億7,048万円計上しました。

普通建設事業費は、嘉島東部台地土地区画整理事業費、嘉島中学校増築事業費及び道路橋梁新設改良事業費などで、17.0%の減となりました。

そのほか、国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療の各特別会計への繰出金として3億9,114万7千円、積立金5億3,528万1千円を計上し、予備費は4,845万9千円としました。

予算の内容につきましては、別途予算説明資料を添付しております。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算のとおりであります。

地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表 債務負担行為のとおりであります。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表 地方債のとおりであります。

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を4億円としました。

地方自治法第220条第2項ただし書の規定による歳出予算の流用は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用としました。

なお、歳入歳出予算の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書をご参照ください。

○議案第25号 令和8年度嘉島町国民健康保険特別会計予算について

国民健康保険制度は、地域の住民が健やかな生活を送るために欠かせない制度であり、特に中小企業や個人事業主など、さまざまな状況にある町民に対し、保険医療サービスを提供する重要な役割を果たしております。

平成30年度からは、国民健康保険制度改革により、県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事務の確保等、国民健康保険事業運営の中心的役割を担っており、持続可能な医療保険体制を構築するためには、引き続き市町村も大きな役割を担っていくことが求められています。

令和7年12月31日現在、国民健康保険世帯数1,049世帯、被保険者数1,597人であります。

前年同期に比べ12世帯の減、被保険者35人の減となっております。

保険者に義務化された特定健康診査・特定保健指導については、受診率及び実施率の向上を図り、生活習慣病の発症及び重症化の予防に引き続き取り組んでまいります。

また、医療費適正化のため、保健事業に積極的に取り組むことにより、均衡のとれた保険財政運営ができるよう、なお一層の努力をしていかなければならないと考えております。

これらを踏まえ、令和8年度の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億1,089万円としました。

歳入につきましては、保険税等の自主財源が20.0%、県支出金等の依存財源が80.0%の割合となっております。

自主財源の軸であります保険税は、総額で対前年度比7.1%増の2億1,036万2千円を見込額として計上しました。この中には介護保険事業の納付金及び後期高齢者支援金分が含まれております。

また、使用料及び手数料4万円、財産収入50万円、繰入金のうち、基金繰入金に1,000万円、諸収入60万1千円をそれぞれ計上し、繰越金は1,042万3千円としました。

依存財源として、県支出金8億1,201万8千円を計上しました。

繰入金のうち、一般会計繰入金6,694万6千円は、保険基盤安定、出産育児一時金及び国保財政安定化支援事業等に充当するため計上しました。

歳出につきましては、総務費に1,607万3千円、保険給付費に7億7,939万5千円計上しました。

国民健康保険事業費納付金に2億5,920万4千円、共同事業拠出金1千円、保健事業費2,971万1千円、基金積立金50万円、諸支出金100万1千円を計上し、予備費を2,500万5千円としました。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算のとおりであります。

地方自治法第235条の3 第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を8,000万円としました。

地方自治法第220条 第2項ただし書きの規定による歳出予算の流用は、各項に計上した負担金補助及び交付金に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用としました。

なお、歳入歳出予算の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書をご参照ください。

○議案第26号 令和8年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計予算について

貸付事業制度は、平成8年度に終了し、貸付総数87件のうち66件は既に完済され、昨年度までに3件を不納欠損として処理しました。

残る18件は依然長期滞納となっております。長期滞納の中には、償還者死亡や熊本地震により消失した家屋もあることから、今後、滞納者と個別に相談を行い、計画的な返済を求めていかなければなりません。

これらを踏まえ、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30万円としました。

歳入のうち、1款 繰越金20万円は、前年度繰越金であります。2款 諸収入10万円は、貸付金元利収入であります。

歳出のうち、1款 事業費16万円は、物件費であります。2款 予備費を9万円計上しました。3款 諸支出金5万円は一般会計への繰出金であります。

歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算のとおりであります。

なお、歳入歳出予算の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書をご参照ください。

○議案第27号 令和8年度嘉島町介護保険特別会計予算について

介護保険制度は創設から25年が経ち、要介護（要支援）認定者数は制度創設時を超え、介護が必要な高齢者を社会全体で支えるしくみとして定着、発展してきました。

高齢者数は今後も増加し、高齢化が進展する中、介護保険制度においては、いわゆる団塊の世代が75歳以上となり、更にはその先の高齢者人口がピークとなり現役世代が急減する2040年を見据え、高齢になっても住み慣れた地域で活力と生きがいを持って暮らせるよう、町民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代を超え繋がることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく地域共生社会の考えを踏まえ、継続して医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。今後も地域包括支援センターと連携を密にし、高齢者が安心して生き生きと暮らすことができるような支援を継続してまいります。

令和7年12月31日現在、65歳以上の第1号被保険者数は、2,579人、介護保険の認定者数は507人、そのうち介護サービスの利用者が398人となっており、その内訳は居宅サービス利用者が297人、地域密着型サービス利用者が40人、施設サービス利用者が61人となり、介護給付費の伸びも年々増加しています。

これらを踏まえ、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,750万7千円としました。

歳入につきましては、保険料等の自主財源が20.0%、国庫支出金等の依存財源が80.0%となっております。

自主財源として、保険料1億6,072万9千円、使用料及び手数料1万円、財産収入58万7千円、諸収入2万円を見込額とし、繰越金として3,000万円を計上しました。

依存財源として、国庫支出金2億1,372万円、支払基金交付金2億3,521万1千円、県支出金1億2,289万6千円をそれぞれ交付基準により計上しました。

繰入金は、一般会計及び介護給付費準備基金から1億9,433万4千円を繰り入れるものであります。

歳出につきましては、総務費に2,661万8千円、保険給付費に8億3,740万円、基金積立金58万7千円、地域支援事業費4,623万8千円、諸支出金433万5千円を計上し、予備費を4,232万9千円としました。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算のとおりであります。

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を5,000万円としました。

地方自治法第220条第2項ただし書の規定による歳出予算の流用は、各項に計上した負担金補助及び交付金に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用としました。

なお、歳入歳出予算の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書をご参照ください。

○議案第28号 令和8年度嘉島町後期高齢者医療特別会計予算について

高齢者の医療の確保に関する法律において、平成20年度から後期高齢者医療制度がスタートして19年目を迎えます。

町としましては、運営主体である後期高齢者医療広域連合と一体となり、その役割を分担しながら業務を進めてまいります。

令和7年12月31日現在、対象者は1,470人ですが、前年同期に比べ18人増加しております。

令和8年度の予算は、現対象者を基本に歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億505万7千円としました。

歳入につきましては、自主財源として後期高齢者医療保険料1億5,753万2千円及び諸収入等419万8千円の78.9%に対し、依存財源は、一般会計繰入金4,332万7千円で21.1%の構成比となっております。

歳出につきましては、総務費に534万8千円、後期高齢者医療広域連合納付金1億9,554万7千円、保健事業費386万1千円、諸支出金に20万1千円計上し、予備費を10万円としました。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算のとおりであります。

地方自治法第235条の3 第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を1,000万円としました。

なお、歳入歳出予算の金額の詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書をご参照ください。

○議案第29号 令和8年度嘉島町簡易水道事業会計予算について

簡易水道事業につきましては、令和3年10月から給水を開始し、順次整備を進めております。

令和8年度につきましては、東部台地土地区画整理事業区域とその周辺部で整備を進めていく予定としております。

第2条 業務の予定量は、給水戸数111戸、年間総給水量21,337^m₃、1日平均給水量58.45^m₃を予定しています。

また、主な建設改良事業として、配水管布設工事を予定しています。

公営企業会計予算では、経常的な営業収支予算である収益的収支予算と建設収支予算である資本的収支予算とに、その性質によって区分して内容を明確にしています。

第3条 収益的収支予算につきましては、収入総額6,338万8千円、支出総額6,316万6千円としました。

収入につきましては、第1項 営業収益に407万1千円、第2項 営業外収益に5,931万7千円を計上しました。

支出につきましては、第1項 営業費用に5,794万3千円、第2項 営業外費用に322万3千円を計上し、第4項 予備費を200万円としました。

第4条 資本的収支予算につきましては、収入総額5,824万1千円、支出総額5,824万1千円としました。

収入につきましては、第1項 出資金に1,230万8千円、第2項 企業債に2,880万円、第3項 国庫補助金に1,443万3千円、第10項 工事負担金収入に270万円を計上しました。

支出につきましては、第1項 建設改良費に5,264万7千円、第2項 企業債償還金に559万4千円を計上しました。

第5条 企業債につきましては、起債の目的は簡易水道事業、限度額は2,880万円、起債の方法は、証書借入としました。

利率及び償還の方法は記載のとおりです。

第6条 一時借入金の限度額は、3億円としました。

第7条 予定支出の各項の経費の金額の流用は、営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用及び建設改良、企業債償還金の間の流用としました。

第8条 議会の議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与費1,692万4千円としました。

第9条 簡易水道事業の経営補助のため一般会計からこの会計へと補助を受ける金額は、4,844万1千円としました。

第10条 たな卸資産の購入限度額は、277万2千円としました。

なお、予算の詳細につきましては、予算に関する説明書をご参照ください。

○議案第30号 令和8年度嘉島町下水道事業会計予算について

下水道事業につきましては、平成17年9月に供用を開始し、順次整備を進めております。

令和7年度におきましては、西村地区、井寺地区、高田地区及び上仲間地区の管渠築造工事を実施しました。

令和8年度におきましても、引き続き西村地区、井寺地区、北甘木地区、高田地区及び上仲間地区の管渠等の整備を進めるとともに、浄化センター等の改築工事及び水処理施設増設に伴う詳細設計を進めていくこととし、予算編成を行いました。

公営企業会計予算では、経常的な営業収支予算である収益的収支予算と建設収支予算である資本的収支予算とに、その性質によって区分して内容を明確にしています。

収益的収支予算につきましては、収入総額4億6,356万円、支出総額4億381万8千円としました。

収入につきましては、第1項 営業収益に1億8,530万円、第2項 営業外収益に2億7,826万円を計上しました。

支出につきましては、第1項 営業費用に3億4,831万4千円、第2項 営業外費用に5,340万4千円、第3項 特別損失に10万円を計上し、第4項 予備費を200万円としました。

資本的収支予算につきましては、収入総額6億9,590万円、支出総額8億5,593万3千円としました。

収入につきましては、第1項 出資金に8,800万円、第2項 企業債に2億8,790万円、第4項 国庫補助金に3億2,000万円を計上しました。

支出につきましては、第1項 建設改良費に6億6,727万7千円、第2項 企業債償還金に1億8,765万6千円を計上し、第5項 予備費を100万円としました。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,003万3千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,107万9千円、当年度分損益勘定留保資金9,023万5千円、減債積立金3,871万9千円で補てんするものとします。

一時借入金の限度額は、4億円としました。

議会の議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与費1,908万1千円としました。

なお、予算の詳細につきましては、予算に関する説明書をご参照ください。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（境野隆文君） 以上で町長の説明を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。なお、明日3日、明後日4日は議案の調査のため休会、次会は5日となっております。当日は定刻までに、本会議場にご参集下さい。本日はこれで散会します。お疲れ様でした。

散会 午前10時44分

令和8年3月3日（火曜日）

休会

令和8年3月4日（水曜日）

休会

令和8年第1回嘉島町議会定例会会議録(第2号)

・招集年月日

令和8年3月5日(木曜日)

招集場所 役場庁舎議場

午前10時開会・開議

・出席議員(10名)

1番	春日公和	6番	森下文夫
2番	木下武	7番	満田和浩
3番	穴井智子	8番	増岡司
		9番	川野伸一
5番	園田義宣	10番	森田義雄
		11番	境野隆文

・欠席議員(1名)

4番 齊藤進

・説明のため出席した者の職氏名

町長	鍋田平
教育長	青木政俊
総務課長	永田智紀
税務課長	富嶋信行
町民保険課長	増永貴士
福祉課長	松本和美
農政課長	牛嶋寿男
建設課長	橋本浩史
企画情報課長	西本幸弘
都市計画課長	藤本賢二
学校教育課長	中富喬幸
社会教育課長	河原和幸
給食センター所長	石坂英一
会計管理者(兼会計室長)	吉本博志
監査委員	蜂屋誠

・職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 下田雅文

議事日程第2号

日程第1 一般質問

日程第2 議案の質疑 討論 採決

- 1 議案第10号 嘉島町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 議案第11号 嘉島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第12号 嘉島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第13号 嘉島町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 5 議案第14号 嘉島町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第15号 東部台地土地区画整理事業区画道路築造工事（1-1工区）その1請負変更契約の締結について
- 7 議案第16号 東部台地土地区画整理事業区画道路築造工事（1-1工区）その2請負変更契約の締結について
- 8 議案第17号 令和7年度嘉島町一般会計補正予算（第10号）
- 9 議案第18号 令和7年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 10 議案第19号 令和7年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第2号）
- 11 議案第20号 令和7年度嘉島町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 12 議案第21号 令和7年度嘉島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 13 議案第22号 令和7年度嘉島町簡易水道事業会計補正予算（第3号）
- 14 議案第23号 令和7年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第4号）

散 会

開会・開議 午前10時

・・・・・・・・・・・・・・・・

○議長（境野隆文君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名ですが、齊藤議員より欠席の届出が出ておりますので、本日の人員は10名です。定足数に達しておりますので、令和8年第1回嘉島町議会定例会4日目は成立しました。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付の通りです。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第1 一般質問

○議長（境野隆文君） 日程第1 一般質問となっております。

まず、10番 森田 義雄君の発言を許します。

○10番（森田義雄君） 議長。

○議長（境野隆文君） 森田議員。

○10番（森田義雄君） おはようございます。一般質問を始めさせていただきます。

町づくりのビジョンについてのお尋ねです。町長のこれまでの姿勢や、公約等の年頭の挨拶を見聞きしますと、「皆さんが住んで良かったと思える町づくり」「安全・安心の町づくり」「子供や高齢者に優しい町づくり」などについて何度も言及をされております。

子供に対する給食費の無償化、高齢者に対する巡回タクシー「ゆうすいGO」の増便以外は具体的な方策が示されておられません。またそれ以外にも、町の基幹産業である農業対策、厳しい財政対策、小規模の商工業者等への対策、企業誘致などなど町長のこれまでの言動から、町長が目標とされる将来の嘉島町の姿、目指すべき方向性を示すビジョンが全く見えてきませんが、嘉島町をこれからどのような町にしたいと考えておられるのかお尋ねします。よろしくお願ひします。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） おはようございます。森田議員の質問にお答えいたします。

嘉島町の町づくりのビジョンは、地域の特性を活かし、持続可能な発展を目指すことが基本にあると考えます。地域住民が安心して暮らせる環境を整え、地域経済の活性化を図ることを目指し、町づくりを進めて参ります。

まず、ご質問の財政対策についてですが、去る2月24日に嘉島町行財政運営委員会設置要綱を改正し、新たに同委員会を設置いたしました。また、同日に令和9年度から5年間の当初予算ベースでのシミュレーションを作成するよう、各委員に指示を行ったところであります。今後におきましては、本委員会ですっきりと議論を重ね、事務事業の見直しや組織運営の効率化を図るとともに、行財政運営の適正化に努めていきたいと考えております。

次に農業対策についてですが、嘉島町は自然環境に恵まれた地域であり、基幹産業である農業は、以前から普通作におけるブロックローテーションを行うなど、農業者が1つにまとまって国政に応じた作付け体系を行い、ほかの地域のお手本になるような農業を行っています。今後、農業者の後継者不足が懸念されることから、農地の集約化を進めていき、農業後継者の育成を進めていくと共に、関係団体と協力し農業者の所得アップを目指してまいります。

次に商工業者対策についてです。現在、物価高騰対応臨時交付金を活用し、町内の商業施設で利用できる地域商品券を嘉島町商工会と連携して配布しております。これまではプレミアム商品券として、町民の方に一部負担を求めておりましたが、今回負担なしで配布できる商品券といたしましたことで、町民の方から非常に高い評価をいただいております。今後におきましても、嘉島町商工会との連携を強化し、創業支援ワンストップ相談窓口の設置など、町内商工業者対策に有意義な方策を検討し、実行していきたいと考えております。

最後に企業誘致についてになります。町政を担うようになり3年目となりますが、この企業誘致は非常に難しい課題だと感じております。嘉島町は熊本都市計画区域に入っており、市街化調整区域での開発は非常に時間を要しますし、業種も限定されております。また、農業振興地域に指定されている農地も同様に厳しい条件をクリアする必要がありますが、開発できる土地は限定されております。また、誘致する企業側の都合やタイミングもありますので、一朝一夕には実現できない課題だと感じておりますが、町政を担い3年目に突入し、いろいろな企業とのパイプもできております。今後、企業との関係性をより強固なものとし、

嘉島町の構想に合った企業誘致に取り組んでまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

嘉島町は熊本市に隣接し、町内にはイオンモール熊本やサントリー九州熊本工場などがあり、「ちょうどいい田舎」として2年連続「住み心地ランキングNO.1」に選ばれました。

今後におきましても、地域の特性を活かし、町民が安心して暮らせる環境を整え、地域経済の活性化を図ることで、持続可能な発展を実現し、未来の世代に誇れる町を築いていく所存であります。

以上で答弁を終わります。

○10番（森田義雄君） 議長。

○議長（境野隆文君） 森田議員。

○10番（森田義雄君） ただ今、町長から答弁がありました。私が想定しました町づくりビジョンの答弁とはかなりの相違があります。答弁内容には将来的な目標も一部はありますけれども、ほとんどが単発的な地域商品券の配付をはじめ、現在の施工についてのみで、全体的な内容、将来の目標とすべき施策にもほとんど言及されておりません。

ビジョンの流れとしましては、現状を分析し、目標を設定し、企画立案と進め、町の将来の姿、目指すべき目標に向かって進める施策を設定するものですので、もっと突っ込んだ答弁があるものと期待していましたが、納得できません。

ビジョンは本来、首長に就任後の初議会あるいは年始めの定例会である3月議会で施政方針、もしくは所信表明として発表されるのが通常だと考えておりますけれども、昨年町長が所信表明をされるとのことで、項目ごとにビジョン、施策が示されるものと期待をしてございましたけれども、町長の当時のその所信表明がここにあります。

私が期待したのは、各項目ごとに町長の考えがずっと、将来目標も入れて出てくるものだという期待をしていましたが、前段の3分の1はだいたい前町長が目標とされていた町づくりをさらに発展させ、残された課題の解決に向けて、新たな視点で向き合っていきますというで締めてありますし、その中段には町長選の公約では「子供や高齢者に優しい町づくり」を1番に掲げました。具体的には給食費の完全無償化と高齢者の方が利用される乗合タクシーの利便性を進めるということが書いてありますし、その他としては農業所得の安定や交通渋滞の緩和、災害に強く自然と調和した町づくりということを書いてありますけれども、具体的な方策は書いてありません。それは町長ご存じですよね。具体的にどういった施策を打って、そういう目的を達成するのかということには書かれておりません。それは町長ご存じですよね。自分で書かれた、もう1年前ですけども当時の所信ですので。今言いましたように、本来は年始めの定例会での3月議会で施政方針あるいは所信として発表されるのが通常だと思いますけれども、今回町長の所信の発表の予定は聞いておりませんので。期待外れだったと先ほど言いましたけれども、また行財政改革についても、去年の9月定例議会の一般質問で「10年度からは黒字に転換するので、行財政改革は必要ない」と答弁されております。それも覚えておられると思いますけれども、先日初日の行政報告では、「公債費の返済のピークが令和11年になる」ということで、また「今後も起債、借金は避けられないので非常に厳しい財政運営が予想されるので、歳出の抑制と行財政改革に取り組む」と発言をされました。ほんの半年しか経過していないのに、全く逆の発言が出てくるということは、いかに当時の見通しが甘かったのかということを証明しておりますし、また先月の2月24日に開催をされました町の総合計画審議会、これは令和8年から令和10年までの3カ年の実施計画を示したのですが、その中の財源表示でも8年から10年まで、毎年10億円単位で基金からの受け入れがないと予算が組めないということが示されておりました。行財政改革に真剣に取り組まないと基金が枯渇することも懸念されますし、最悪の事態、財政再建団体になることはまずないとは思いますが、行政改革は喫緊の最重要課題として取り組んでいただきたいと思っております。

それから、今回の一般質問の通告に対し、町長の答弁については一方通行で擦り合わせもなく、答弁書も総務課長からの手渡しでいただきました。ここに今4つの項目を私書いとったんですけども、「などなど」と項目「などなど」と書いておりましたので、その「などなど」の質問には何も聞いておりません。ビジョンについては、一般質問では時間的な制限もありますので、ここで1時間以内にビジョンを聞くということとはなかなか難しいような気がしますので、3月議会でその方針がなかったということになれば、もし次回の6月議会にでも、施政方針あるいは所信表明として町長が目指される将来の嘉島町の姿、あるいは組織の方向性を示し、組織全体が一体となって目標に向かって取り組むことができるような発表をお願いをしたいと思います。町長はどのようにお考えでしょうか。また、先ほどこの中で言われた件ですけれども一番目の財政対策については嘉島町行財政運営委員会設置要綱を改めて、新たに同委員会を設定しましたとなっておりますけれども、これは通告しておりませんので、どんな方が委員に選ばれるのか。名前ではなくて、

こういう関係にある人ということであればお示しをいただきたいなと思いますし、また農業者対策についても今後は進むであろう後継者不足ということですが、現に後継者不足が今の農業者はある程度歳をとっておられまして、後継者がなかなか育ちません。そのために農業所得のアップ等を考えておられるんだろうと思いますけれども、なかなか今の農業は厳しい。農業機械、肥料代は高く、やはり事業とするには儲けないといけないというのが全体的にありますので、そこあたりの後継者対策。各地区に若い人が一人あるいは二人いるならいい方で、ほとんど若い後継者がいらっしゃいません。そこら辺の対策についても今後はどのような方策をとられるのかちょっとお答えいただければと思いますが、いかがでしょうか。これは通告しておりませんので、あとでということであればあとでもいいですけれども。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 森田議員の質問はよく理解できません。

ビジョンでございます。これは、第6次総合計画に基づいて作っております。嘉島町は、令和3年3月に第6次嘉島町総合計画を策定し、「活力とうるおいに満ちた田園文化都市 -住んで良かった！水の郷嘉島-」を基本理念に掲げ、令和3年度を初年度とする10年間の取り組みを進めています。

令和7年度までの前期基本計画の期間中は、新型コロナウイルス感染や物価高騰、記録的大雨などさまざまな困難に見舞われました。町では、町民の皆様の生命・財産を守る安全・安心な町づくりを最重要課題と捉え、さまざまな対策を講じるとともに、計画に掲げた企業誘致や区画整理事業等といった町の発展につながる取組みを着実に進めてまいりました。令和4年には人口1万人を突破するなど、令和12年の目標人口1万1000人に向かって前進しています。今年度策定の後期基本計画は、令和8年度から令和12年度までの5年間の計画です。交通渋滞緩和、資源再利用促進など課題解決をはじめ、子育て世帯や高齢者に向けた支援の充実、企業誘致など魅力ある雇用を創出する取組み、自然と開発のバランスを図りながら、持続可能な町づくりに全力を挙げる所存でございます。以上です。

○10番（森田義雄君） 議長。

○議長（境野隆文君） 森田議員。

○10番（森田義雄君） ただいま町長は、私のビジョンは分からないと言われましたけれども、ビジョンというのは先ほど示したように嘉島町の目指す姿あるいは嘉島町の将来の姿のことでありますのでビジョンが分からないというのはおかしいんじゃないでしょうか。

そのビジョンに向かって、いろいろな対策として、いろいろな対策がビジョンの1つだと私は考えます。ここに4つほど挙げておりますけれども、それ以外で言うならば、社会教育あるいは社会体育の振興対策、児童福祉高齢者福祉対策、交通事故対策、物価高対策と防犯対策、その中にもいろいろな項目があると思えますけれども、その中で町長がビジョンとしていくつ掲げられるかということだと思いますので。それがビジョンですので、ビジョンが分からないということは、この最初にも書いてありますけれどもビジョンづくりは地域の特性を活かして持続可能な発展をもつことが基本であると考えますとしてありますので、ビジョンがわからないということはここに書いてあるとおりですので、わからないということはないと思えますけれども。また、今の続きを見ますと、地域住民が安心して暮らせる環境を整え、地域経済の活性化を図ることを目指し、町づくりを進めますと書いてありますので、これがビジョンだと思いますので。私が考えるビジョンと町長の考えるビジョンは同じだと思いますけれども。私は今、ビジョンがわかりませんと言われたことがわかりません。最初に発表されたあとに書いてありますでしょう。これがビジョンだと私は考えております。

先ほども言いましたけれども、できますならば次回にでも所信表明、基本政策方針をいただけるならば、我々も町長は嘉島町を将来はこのような方向に姿に引っ張っていきたいんだなということが理解できますので。そこあたりはよろしく願いをしまして、質問を終わりたいと思います。よろしくお願ひします。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 森田議員、ビジョンがわからないとは私は言っていません。理解できないです。訂正をお願いします。

○議長（境野隆文君） 以上で、森田議員の質問を終わります。続いて8番 増岡 司議員の質問を許しますが、増岡議員においては体調不良により、自席での質問・発言の申出が有っておりますので、これを許可します。8番 増岡 司議員の質問を許します。

○8番（増岡司君） 議長。

○議長（境野隆文君） 増岡議員。

○8番（増岡司君） おはようございます。8番 増岡でございます。議長の許可がありました。失礼でございますが、自席からの着座にて質問を行わせていただきます。それからただ今の森田議員の質問と私の質問、重複する部分がございますけれども質問をやっていきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。それでは着座にて質問をいたします。

それでは通告に従いまして、質問を行います。私の質問は、町長の町政運営に対する基本方針についてでございます。私は町長の町政運営に対する基本姿勢を確認し、町長自身の考えを町民の皆さんに知っていただくために質問をいたします。今回は大きく分けまして2つ。1つ目は、町長と議会との関係性について。2つ目は、わが町の財政基盤の強化のための行財政改革、そして企業誘致についてでございます。この2つは町民の皆さんがこの町に住んで良かった、そして安心して暮らせるようにということで、この質問を行うものでございます。

まず1つ目の議会との関係性についてお尋ねをいたします。町長は議会議員として3期12年にわたり町政に携わり、その経験を基に現在トップリーダーとして町政の運営に当たっておられます。その経験は町政にとって大きな財産となりうるものではないかと考えます。しかながら、これまでの町政運営において、議会との情報共有や意思疎通が十分ではないと感じる場面が多々見受けられます。議会は住民の代表機関であります。そして、町政運営の両輪としての重要なパートナーでもございます。町長は議会との関係性や役割分担について、どのように認識しておられるのか、そして議会との協働、つまり議会と共に働くことをどのように位置づけておられるのか、お聞かせください。また、議会との情報共有のあり方や政策形成段階での議会との対話の機会など、改善の余地があると考えます。今後、わが町が限りなく発展を遂げるためには、執行機関は議会とどのような関係、そして対応を考えておられるのか、具体的にお示しください。お願いいたします。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 増岡議員にお答えします。

議会と町執行部の役割分担につきましては、地方自治法に明確に定義されております。議会は住民の代表機関として政策の決定や予算の審議、条例の制定などを行う立法機関であり、町執行部は議会が決定した政策や予算を執行する行政機関として役割を担っております。つまり、増岡議員の言われるとおり、町政運営の両輪として重要なパートナーと認めております。

これまで町政運営において、改善の余地があると考えられるということですので、今後におきましては、より一層議会への情報提供と施策の進捗状況や予算の執行状況について報告を行い、必要な情報を提供していきたいと考えております。このように、議会と町執行部はそれぞれ異なる役割を持ちながらも、お互いに連携し、地域の発展に寄与することが求められていると思いますので、議会は住民の声を反映し、町執行部はその声を実行に移すことで地域の課題解決に向けた取組みが進められると考えています。今後におきましても、議会と町執行部が連携し、地域の発展に向けた取組みを進めてまいりますので、何卒ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○8番（増岡司君） 議長。

○議長（境野隆文君） 増岡議員。

○8番（増岡司君） ただ今、町長から私たち議会との向き合い方について自らの考えが示されました。これからは嘉島町が前に前に進むためには、執行機関と議会とは車の両輪であることを念頭に行政運営に当たっていただきたいものでございます。車の両輪、つまりどちらかが先に進もうとしても進むものではございません。お互いに建設的な議論があつてこそ、そこに推進力が生まれてくるものではないでしょうか。

それでは次に進みます。2つ目でございます。財政基盤の強化のための行財政改革と企業誘致に関してでございます。執行機関、そして議会が共に嘉島町の将来を考えるうえで、財政基盤の強化は避けては通れない最重要課題でございます。しかしながら現状の町政の運営を見ますと、行財政改革にも企業誘致にも明確な方針が示されず、将来の財政運営に対する危機感がすこぶる欠如しているように見受けられます。鍋田町長は嘉島町の経営者でございます。

そこで1つ目でございますが、まず今後の行財政改革への取り組み姿勢についてお尋ねをいたします。職員を含む執行機関、そして議員の皆さんはすでにご承知のように、私は昨年9月定例会の行財政改革への取り組みについて、この一般質問のなかでは町長は自信満々に「近い将来、収支がプラスに転じるから、現時点では行財政改革は必要ない」と明言し、さらにシミュレーションが崩れた場合には改革に取り組むと発言

されました。町長、このことは間違いのないと思いますのでご確認ください。町長のこの発言は、わが町の財政状況を知った上で発言されたことでしょうか。そのときは非常に疑問でした。私は不信感でいっぱいでした。だがしかし、わずか4か月後の今年に入って1月23日の学校給食費無償化問題の意見交換会の挨拶では、突然に聞かれもしないのに行財政改革をやる「こんなに財政が厳しいとは知らなかった」と言われました。幹部職員、そして全議員が出席するなかでの発言でございます。私はその言葉に唖然としました。自信満々での発言が4ヶ月後には態度を一変する町長の一貫性のない行財政運営に対して、私たち議会は何を信じて町民福祉をはじめ、町民の暮らしを考えればいいのでございましょうか。財政運営は一言で言えば、町民からいただいた大事な税金の使い道に関わることでございます。町長が「こんなに財政が厳しいとは知らなかった」ということは、わが町の財政に無関心だったということではないでしょうか。わが町の多くの議員が2年前からこのことは言っていることでございます。私はこれまで行財政改革をしっかりやらなければならないとずっとずっと言い続けてまいりました。町長はこのまま財政が悪化していったら責任はどのようにとるつもりだったのですか。町長自身ですか。それとも職員でございましょうか。職員は町長が仕事を進めるための補助者にすぎません。町長が日常の行政運営のなかでいろいろな発言をされておりますが、行政を運営するということは私的な軽々しいものではございません。大きな責任を伴うことは言うまでもありません。その発言の一言は、町民の暮らし全体に影響があることがあります。

町長が改革は必要ないと言い切った根拠は次のことだったのではありませんか。つまり、幹部職員による学校給食費無償化問題検討委員会が示した今後の財政の見通しを根拠にしたものだと考えます。もしこれを根拠にしたものであれば、町長の見通しが甘いと言わざるを得ません。

それはまず、歳入においては財源をふるさと納税の収入に重きを置いた計画のようでもございました。ご承知のとおり、ふるさと納税は現在のわが町にとって確固たる財源と言えるものではございません。そして今後の伸び代も計画のように期待できるものではないと考えます。言いますならば、安定した財源ではなく不安定財源であります。ちなみに令和7年度のふるさと納税額は、予算額6億5,000万円に対しまして、この2月末で4億5,900万円。予算に対しまして70.72%の収入金額でございます。先ほどの財政の見通しでは、令和10年度の収入は12億円が計画されておりました。この計画はよほどの特化した注目される産品が開発されない限り、令和10年度で12億円まで収入金額に達する見通しはどこにもございません。ご承知のように、納税額の半額はこの必要経費となるものでございます。具体的には納税額の半額しか実入りがないということでございます。町長は将来のふるさと納税の収入見込額を大幅に見誤っておられます。

収入に対してお話をしましたが、次に歳出については、わが町の人口構造の変化、社会保障の増大、小・中学校増改築のための莫大な借金の返済、そして公共施設の老朽化、ゆうすいの杜 土地地区画整理事業の推進、あるいは簡易水道公共下水道事業など、大規模な財政課題が山積しております。このことを考えますと、今後のわが町にとって相当に優良な財源が出てこない限り、町長が言われる近い将来収支がプラスに転じることは到底想定できません。私はそう考えております。

県内の事例を見てください。荒尾市の事例でございます。新聞記事によりますと、荒尾市では老朽化した施設の更新や大型事業が相次ぎ、財政調整基金つまり貯金が急速に減少し、枯渇寸前であるということ。具体的には令和4年度末に40億円あった貯金が令和7年度末には11億円程度まで減少する見込みで、この年度、令和7年度内に枯渇する可能性も示唆されているというような新聞記事が出ましたけれども、先月の18日の新聞記事では、荒尾市長はこの責任をとって、市長および特別職の給与を毎月20%から30%、1年間減額する。もちろん荒尾市恒例の大きなイベントも取りやめるといようなことでございます。これは熊本県荒尾市の今起きている現状でございます。わが町がこのような事態に陥らないよう、特に財政運営については我々議会は厳しくチェックをしてきました。このことは一部の町民の方々から非常に厳しい批判を受けていることも事実でございます。しかし、厳しいチェックをしなければならないほどの厳しい財政が、現在この嘉島町にあるからこそそのことでございます。我々議会が財政問題に関して、一部の町民の方から厳しい批判を受けることは決してないと私は断言いたします。当たり前のことをやっております。私たちは将来を見据えた財政運営を執行機関に強く要請しております。これからも要請いたします。これから町長にお尋ねをいたします。

町長は町長就任からこれまで、私たちが訴えてまいりました行財政改革の必要性について、「現時点では必要ない、シミュレーションが崩れた時にはやる」との発言でした。しかし、1月23日の意見交換会では「財政がこんなに厳しいとは知らなかった、これからやる」との発言です。今日この本会議の場で皆さんに明言していただきたいと思っております。まず1つ目でございます。これまで行財政改革をやると言ったりやらないと言ったりの発言、つまり一貫性がなく信念がぶれております。行財政改革をやることに間違いはご

ございませんか。2つ目でございます。行財政改革はいつから着手するのでございますか。3つ目でございます。行財政改革を大胆にやっていただきたい。どのような形で計画・実施するのか具体的に示してください。最後4つ目でございます。改革の計画内容とその実績を町民に公表することを約束してください。

この4点について、町長の考えをお示してください。お願いいたします。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 増岡議員にお答えします。

財政対策についてですが、先ほど森田議員の質問に回答しましたとおり、去る2月24日に嘉島町行財政運営委員会設置要綱を改正し、新たに同委員会を設置いたしました。また同日に令和9年度から5年間の当初予算ベースでのシミュレーションを作成するよう各委員に指示したところであります。今後におきましては本委員会ですっかりと議論を重ね、事務事業の見直しや組織運営の効率化を図るとともに、行財政運営の適正化に努めていきたいと考えております。

具体的な内容につきましては、現段階で公表することはできませんが、以前嘉島町で行った行財政改革の実績から申しますと、行政改革として組織の見直しや議員定数の削減等があります。また、財政改革では悪質滞納者への差し押さえの実施や施設利用料金の引き上げ等が挙げられます。今後、計画策定において、嘉島町にとって何が必要でどのような施策をとったほうがいいのか検討を重ねていきたいと考えておりますので、議会のご理解ご協力をお願いしたいと考えております。

○8番（増岡司君） 議長。

○議長（境野隆文君） 増岡議員。

○8番（増岡司君） ご答弁ありがとうございました。

現在の嘉島町の財政の状況、そしてこれからの財政を考えますと、大胆な行財政改革は必要だと私は考えます。どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

それでは次に進みます。2つ目の企業誘致の取組み姿勢についてでございます。お尋ねをいたします。

財政基盤を強化するためには歳出削減と歳入確保の両輪が必要不可欠なことは言うまでもありません。しかし、わが町では企業誘致が進んでおらず、将来の税収確保に大きな不安がございます。

荒尾市のように大型投資だけが先行し、財政が悪化する事態を避けるために、企業誘致の具体的な戦略と進捗を明確に示すべきではないでしょうか。お尋ねします。前任の町長が手がけておられました企業誘致の誘致案件を除き、現在の鍋田町長就任後この2年間、正式に嘉島町として企業誘致のために何社と面談し、町長の力で誘致が実現した、その企業はいくつですか。現在何社が検討段階であり、何社が断念したのか、具体的な件数と断念の理由をお示してください。

私から過去に企業誘致の状況について質問いたしました際、「言えるようになったら言う」との答弁でした。その企業の立地はどうなったのか知りたいと思います。また、今後5年間で企業誘致によって、どれだけの税収を見込んでいるのか、数値でお答えください。よろしくお願ひします。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 増岡議員にお答えします。

企業誘致でございますが、企業誘致には企業の立地判断や交通インフラ、用地条件、地域の将来性など長年にわたる行政の積み重ねが大きく影響します。企業誘致は単年や短期間で成果を比較できるものではありません。そのため、行政は継続性が重視され、前任者の継承と創造的修正を社会情勢の変化に合わせ、議会と相談して町の発展に寄与するものと思っております。

また、企業誘致についてはハリバゾン団地北側開発、もやし工場などを進めています。そのほかにも複数の関係者と協議をしています。なお、今後5年間の企業誘致の税収は進捗状況に応じて変化しますので、回答は控えさせていただきます。

○8番（増岡司君） 議長。

○議長（境野隆文君） 増岡議員。

○8番（増岡司君） 企業誘致につきましては、今後しっかりと力を入れていただいて、嘉島町の財政をこれから、地域活性化に結びついていくような施策をどんどんやって進めていただきたいというふうに思っています。それではまとめに入ります。

財政運営は町政運営の根幹となるものでございます。先を見通せない誤った判断は、次の世代に大きな負担を残します。行財政運営の責任者には、将来を見据えた確固たる覚悟と判断で責任ある説明が求めら

れます。いずれにせよ私が申し上げたいのは、どのような場面においても町長の発言は町民に対して非常に重たいものがあるということでございます。

今回の突然の行財政改革の方針転換でも分かりますように、改革をやらないと言ったり、やると言ったり、それではやる理由は何かと言えばこんなに財政が厳しいとは知らなかったと。このような発言は鍋田町長に町政を預けた町民の負託を揺るがす発言ではないでしょうか。

町長は冒頭申し上げましたように、わが町の議会議員の12年間、そして町長として2年間、通算14年間、町政に携わってこられました大ベテランでございます。これまでに嘉島町の将来のこと、当然考えてこられたと思います。わが町の運営は地方自治法を基本にさまざまな法令に基づいて進められます。職員は法令に基づき業務に当たっております。財政問題にも常々、町長がわが町の財政の現状はどうかということを職員に分析してもらい、今後の対応をレクチャーしてもらうというようなことは大事なことでなかったのでしょうか。

町長個人だけの思いで行政が運営されるものではないということ、特に何事も根拠に基づかない返答、つまり個人判断は厳に慎むべきだということでもあります。嘉島町の財政運営をより良き方向へ向かわせること、このことは現在そして将来においても、第一に取り組むべき重要な課題であることに尽きます。そのためには、特に行財政改革と企業誘致を積極的にそして着実に進めることは言うまでもございません。

私は行財政改革の必要性を訴えてこれまでまいりました。そういう立場にある人間でございますので、当然、私自身も行財政改革に向けての提案をこれからさせていただきます。

1つ目は、当初予算編成においては、義務的経費を除き、当初から売上、そして事業別に概算要求のシーリングを定める。そして予算の執行に当たっては明確な一定の財政規律を持って強固な財政基盤をこれから整えていただきたいと思います。

2つ目は、わが町がこれまでに全く取組んでこなかった収入源と言えるものがございます。それは道路法に基づく道路占用料徴収条例を制定して、占用料を徴収する。熊本県45市町村のうち、そのほとんどがこの占用料を徴収しております。ぜひぜひ取り組んでください。年間1,000万円まではいきません。数百万円程度しかありませんけれども、これこそ恒久財源の一つではないでしょうか。

私たち議会は子育て世代の家庭、そして高齢世代の家庭に対しても、今何をやるべきか何ができるか、これを考え、全ての嘉島町民の福祉の向上に全力を傾注する。これが嘉島町を未来に繋げるための重要な課題ではないでしょうか。町長をはじめ執行機関、つまり職員と私たち議会とが一体となってこの課題解決に向けて邁進し、町民の皆さんが「住んで良かった」と思える町づくりを進めることができるよう期待をいたします。以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（境野隆文君） 以上で、増岡議員の質問を終わります。続いて、3番 穴井 智子議員の質問を許します。

○3番（穴井智子君） 議長。

○議長（境野隆文君） 穴井議員。

○3番（穴井智子君） おはようございます。3番 穴井です。私から3問質問させていただきます。

まず1問目です。本町は選ばれる町であるのか、人口動態の分析と将来への方向性についてお尋ねしたいと思えます。人口増加について、1. 本町の出生率の現状およびその特徴、多子世帯の傾向等。2. 世帯構成の特徴。通告に1つありますけれども、1点は省きます。家族世帯の転入などの推移。今後、さらに選ばれる町とするための取組みについて。

質問の要旨としまして、本町は「住み心地&住みたい街」（大東建託・賃貸未来研究所調査）によりますと、その評価において2025年、2024年の2年連続1位の高い評価を受けております。そこでここ10年程度の人口動態データを基に本町の出生率や構成、転入の特徴について、まずは現況をどのように分析しておられるのかを伺います。これまで本町では企業誘致に積極的に取組んでこられましたけれども、2040年以降は全国的な人口減少により、企業においても人手不足が深刻化すると見込まれており、雇用確保のあり方そのものが大きな課題となることはご承知の事実であります。

他市町から転入者が増加したとしても、熊本県全体さらには全国の人口が増えるわけではないなかで、本町が持続的に発展していくためには転入施策に加え、出生率の向上や子育てしやすい環境づくりが重要であると考えます。そこで本町として人口増加の質をどのように捉え、今後選ばれる町であり続けるために、出生率向上も含めた町全体での取組みをどのように進めていくお考えなのかを質問いたします。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 穴井議員の質問にお答えします。

まず、嘉島町の出生率や転入の特徴についてご説明申し上げます。嘉島町における合計特殊出生率（15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの）は、全国、熊本県より高い水準で推移しており、さらに近隣市町村との比較では最も高い水準で推移しております。

また、転入者の特徴としましては、30～49歳の子育て世代の転入が顕著であり、若年層や働き世代が転入していることが推測されます。

一方で、出生数が死亡数を下回る自然減は続いており、人口増加の要因は主に社会動態、すなわち転入超過によって支えられておりますが、人口置換水準には達しておらず、長期的な自然増の確保に努める必要があります。

こうした課題を克服するためには、地域の特性として子育て支援策の充実が挙げられます。嘉島町では、高校生までの医療費無料化を実施すると共に保育園の待機児童無しという実績もあります。

また、町内にはイオンモール熊本等の大型商業施設があり、買い物が非常に便利である一方、緑も多く住みやすい環境であることが子育て世代に指示されている要因となります。今後、嘉島町としては出生率の向上に向けた施策を一層強化し、若者が安心して結婚・出産を選択できる環境を整えることが重要であると考えております。

具体的には、経済的支援の充実や地域の魅力を発信する取組みを進めることで、若者の定住促進を図り、出生率の向上につなげていきたいと考えております。引き続き地域の皆様と連携しながら、少子化対策に取り組んでまいりますので、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上で答弁を終わります。

○3番（穴井智子君） 議長。

○議長（境野隆文君） 穴井議員。

○3番（穴井智子君） 今回の答弁で分かったことは、本町の合計特殊出生率（TFR）は、以下出生率と略します。全国・熊本県より高い、近隣市町村と比較しても高い水準であるということでした。また、世帯の構成では転入は30歳から49歳の子育て世代が中心で人口増は自然増ではなく社会増（転入超過）とのことでした。高いとは回答いただきましたけれども具体的な数値は不明ということで、過去の推移データを出すにはすごく時間を要するというので今回データの提出はありませんでしたので、そこはちょっと残念なんですけれども、これからデータ化されますといろいろな施策にも対応できるものであると考えた次第です。よろしく申し上げます。

一方で、嘉島町の直近5年間の合計特殊出生率ですけれども、具体的数値は1998年から2002年は1.71、2003年から2007年までが1.7、2008年から2012年までが1.73、2018年から2022年までが1.85という統計になっているというご回答をいただいております。上昇しているということで喜ばしい数値でございました。けれども、まだまだやっぱり人口増加に繋がる数値ではないのかなと思いますので、増えているということは喜ばしいデータではあります。2026年のデータが私自身は楽しみでございます。

よく上益城4町は他の町と比較をされることがございまして、今回、御船町のことをちょっと調べてみました。子育て支援策が比較的手厚いとされています。育児用品券支給事業というものがございまして。3歳未満の乳幼児を養育している多子世帯の保護者に対し、町内で利用できる育児用品券というものがございまして。おむつやミルク等が購入できる券です。また、アニバーサリーチケットというものがございまして。新しい夫婦の門出に次世代を担う子どもの誕生を祝福し、結婚・出産にかかる記念にアニバーサリーチケットを交付している。結婚・出産を町もみんなで応援しているよといった取組みでございまして。すごく新しい発想だなと思えました。あとは、本町でも行っている産後ケア事業もございまして。妊婦さんへの経済的支援ということで実施されている事業もあります。御船町の出生率が伸びているのでしたら、こんなことが要因なのかもしれません。また、令和6年4月発表の合計特殊出生率では、全国の例でいきますと鹿児島県の徳之島町は平成30年から令和4年までの調査で2.25と全国1位です。ちなみに、徳之島伊仙町も高い数値です。出産や子育て支援の施策は町の広報誌に紹介されていますので、皆さんも見ることができます。私も拝見しました。われんきゃポイント事業や子育て地域支援拠点事業、われんきゃの意味は「私たちの子供たち、みんなの子供たち」の意味です。地域全体で子どもを育てる子どもを見守るといった施策が特徴のようです。子宝の島と言われる要因はお互いの助け合う心を島の人は結の精神と呼んでおり、結の精神のもとにさまざまな文化や行事を通じた強い人の繋がりが維持され、それが子育てにおける安心感に繋がっているという参考文献は松下政経塾研究レポートの中にあります。経済面における支援というよりは人の繋がりを重視しているということが特徴です。子どもが増える地域には必ず大人が子どもに関わ

る文化があります。制度も大事ですけれども、町としては地域で子育てをする覚悟を明確に示すことが大事だと思います。

何でもかんでも他の市町が実施していることを同じようには財政面等でいけませんでしょうけれども、良いところは真似をしたり、人口減少を止めるのはこの嘉島町からといったような意気込みを持って出生率を伸ばす施策を考えていただきたいと思います。私は机上の空論ではなくて町と共に一緒に進めていけたらなと思っておりますので、どうか微力でも力になれることがあればと思っておりますので選ばれる町になるために、どうぞよろしくお願いいたします。

では続けて2つ目の質問です。

御船町上野地区に建設予定の産業廃棄物処理施設に関する本町の認識と対応について質問です。本事業に関する嘉島町民への説明状況についてお尋ねしたいと思います。広域連合5町で進める事業として、これまでのプロセスに対する本町の見解、住民の不安や課題に対する今後の嘉島町民への対応についてお尋ねしたいと思います。

質問の要旨としまして、御船町上野地区に建設が予定されています産業廃棄物処理施設について、御船町議会においても継続的に議題として取り上げられ、地域内で賛否が分かれるなど大きな影響を及ぼしている状況がございます。本事業は嘉島町を含む広域連合5町で進められている事業であり、熊本県および民間事業者に対する環境アセスメントに関する意見書の提出が終了した段階であると認識しております。一方で、隣接する御船町での動きに対し、嘉島町においても町民から不安の声が大きくなってまいりました。このような状況を踏まえ、本町として本事業をどのように認識しているのか。また町民への説明状況やこれまでの事業プロセスに対する見解、さらに今後住民の不安や課題に対してどのように対応していかれるお考えなのかを伺います。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 穴井議員の質問にお答えします。

当事業については、民間事業者から新たな事業展開の提案を受けた令和3年度以降、議会時の町政報告や町広報誌やホームページにて、事業に関する経緯や環境影響評価手続の意見募集や説明会が実施されていることなど、随時発信をしております。

今後におきましては、事業が環境アセスメント手続の最終段階に進むこと、また5町においては事業に関する様々な重要事項の検討を進める必要があることから、議会や町民の皆様に対しまして段階的にお知らせすべき内容が多くなると想定しております。それぞれ適切な時期に広報紙や町ホームページ等を通じた周知に取り組んでまいります。

当事業のこれまでのプロセスについてになりますが、これまで郡内5町では、益城・嘉島・西原環境衛生施設組合、御船町甲佐町衛生施設組合、山都町が運営する施設でごみ処理を行ってまいりましたが、全施設が処理開始から35年以上が経過し、老朽化が進んでいるため、新しい施設の整備が必要となってきました。そこで、郡内5町による新施設整備事業の検討が始められました。

この計画を進めていたなかで、令和3年度に民間事業者による廃棄物処理施設整備の提案があり、その後当該事業者と協議を開始する旨を議会議員に説明したうえで、郡内5町と民間事業者による施設整備について協議を開始する覚書を締結いたしました。

以後、これまでに立地町である御船町、環境影響評価手続き上で影響を受ける範囲に認定された益城町において、事業者による説明会が実施されております。

これらの説明会については最も影響を受ける御船町に配慮して行われていること、また県条例に基づき適切に実施されており、本町としてはこれらの状況を注視しながら、事業に関する情報を議会や広報紙等で随時周知を図っていることから、適正なプロセスを経て事業が進められているものと認識しております。

今後、本町といたしましては環境アセスメントにおいて御船町上野地域等の最も影響が大きくなる地点における評価結果が示されることから、この結果を踏まえ、事業地からより遠くに位置する本町への影響について注視する必要があります。また冒頭にも申し上げましたが、これら事業に対する不安・課題等について議会への説明、町民への周知徹底を図って参ります。

以上です。

○3番（穴井智子君） 議長。

○議長（境野隆文君） 穴井議員。

○3番（穴井智子君） 御船町上野地区に建設が予定されている産業廃棄物処理施設については、広域連合

5町で進められている事業であり、熊本県および民間事業者への環境アセスメントに関する意見書、1月19日で締め切られ、提出が終了した段階であると十分認識しております。一方で、立地自治体である御船町では、先ほども言いましたように議会において継続的に議題として取り上げられるなど地域に大きな影響を及ぼしている状況でございます。

また、命の次に大事な水の問題。特に PFAS をはじめとする地下水・水質への影響については、町民の関心も非常に昨今高まっていると思います。熊本県内でも地下水で生活する私たちの暮らしが危ぶまれていると感じます。昨日、山鹿市の公民館の井戸から目標値10倍超の PFAS 検出との報道がございました。山鹿市で基準超は初めてのことで、市民もさぞかしご不安なことでしょう。PFAS の問題だけではございませんけれども、あまりにも御船町と嘉島町で温度差がある。本町では情報共有の機会が限定的であり、結果としてかなりの温度差を生じているように感じます。本町では十分な説明もなされぬまま時間が経過しました。

嘉島町で住民の不安が大きくなってきたから一般質問をするのかといった疑問もあるかもしれませんが、この問題は令和5年3月頃、私が町議になった当初、前町長へ直接お尋ねをしたことがございます。住民説明会の必要性を感じ要望をしました。けれども、答えは嘉島町は何の問題もないという回答でした。当時、問題があるのかなのかさえも分からない不安もありましたので、その質問であったと記憶しておりますけれども、結局は以後その話ができない状況であり、いわばそういう雰囲気だったので、私が付度してしまったと深く反省をしているところでもあります。状況を見ると御船町の住民の心境を考えると本当に申し訳なくも思っております。

現議員は、先ほどから「両輪」というようなお話がたくさん出てきましたけれども、議員は住民から選挙で選ばれた代表者であり、地域の名誉職でも無条件に町長に賛成するのが仕事なわけでもありません。行政の実施することを住民の存在を背中に背負って監視する、住民のために働くものであると深く認識しております。広域事業である以上、本町においても一定の当事者性があると考えますが、町民への説明のあり方や情報提供の状況、また事故や災害等を想定した危機管理体制についてどのように整理されていくのがとても懸念されます。

さらに今回の事例を踏まえ、同様に広域で進められる事業について、町民への情報共有や説明のあり方をどのように制度に整理していく考えがあるのか本町の見解を聞きたいところですが、一旦この事業については不安、課題等、議会への説明、町民への周知徹底を図るとご答弁いただきましたことを繰り返します町長、お約束いただけますでしょうか。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 穴井議員にお答えします。ちゃんとします。よろしくお願いします。

○3番（穴井智子君） 議長。

○議長（境野隆文君） 穴井議員。

○3番（穴井智子君） ちゃんとしますと回答いただきましたので、よろしくお願いします。

続きまして、3問目の質問に入ります。

子どもの第三の居場所づくりについての質問です。1点目、本事業（子どもの第三の居場所）に対する本町の認識についてお尋ねします。2点目、本町における子供の見守り・居場所づくりを行っている NPO・民間団体の把握状況についてお尋ねします。3点目、官・民・学・産・地域が連携した包括的な子育て支援の今後の方向性についてお尋ねします。

質問の要旨としましては、近年、熊本県内においても子どもの第三の居場所事業が官民連携のもと、各自治体で広がりを見せています。この事業は放課後児童クラブとは異なり、さまざまな家庭環境や発達特性、心理的背景等により既存の集団生活に馴染めない、あるいは居場所を持たない子どもたちを主な対象としております。こうした子どもたちには一律的な支援ではなく、一人ひとりのニーズに寄り添った継続的な関わりが求められます。「そこにいても大丈夫」「自分は大切にされている」と感じられる、温かく安心できる居場所の存在は将来的な不登校、孤立、貧困の連鎖を防ぐ観点からも重要であると考えます。

県内ではすでに、高森町「みんなの第三の居場所 フレデリック」（2025年始動）、長洲町「子どもの第三の居場所 にじいろはうす内」（2025年9月開所）、御船町「子どもの居場所 ミフネココモ」（2024年5月開所）、宇土市「第三の居場所」（2026年9月開所予定）など先行事例が生まれております。そこで本町においても子どもの居場所づくりを「福祉」「教育」「地域づくり」の視点からどう位置づけ、今後どのように取り組んでいかれるお考えなのか、町の考えをお伺いします。

○福祉課長（松本和美君） 議長。

○議長（境野隆文君） 松本福祉課長。

○福祉課長（松本和美君） おはようございます。福祉課長の松本です。よろしくお願ひいたします。3番、穴井議員の質問にお答えします。

まず1つ目の本事業（子どもの第三の居場所）に対する本町の認識についてですが、現在、国においても子ども施策には重点を置いているところであり、多様かつ複合的な困難を抱える子どもや支援が必要な子ども達に対し、家庭や学校以外で安心・安全で気軽に立ち寄れる場所が必要であるとされています。嘉島町においても国の施策に順じ、子どもの居場所づくりには前向きに取り組んでいるところです。

2つ目の本町における、子どもの見守り・居場所づくりを行っている NPO・民間団体の把握についてですが、町内において子どもの見守り・居場所を行っている NPO はいくつかございます。

嘉島町は、令和5年度より、子どもの居場所づくりをされている団体に対し補助金をお渡しし、運営の支援を行っております。現在、2団体3事業に対し補助金をお渡ししております。内容としては、町内に住民票を有するひとり親世帯や住民税非課税相当家庭の小・中学生等を対象とし、教科書の復習や宿題を中心とした学力担保と居場所を目的とした地域の学習教室、また食の提供を通じて、さまざまな家庭環境の子ども達や異年齢層の人が集える居場所となっている子ども食堂、その子ども食堂と併設して、ひとり親家庭や住民税非課税相当家庭等の子どもを対象とした生活指導や学習支援を行う地域学習 ICOCA があります。さらに別の事業になりますが、町の教育委員会が行っている不登校児童生徒の学力担保と居場所を目的としたアクアスクールがございます。これらの居場所では、それぞれの子どもの悩みや発達特性、個々のニーズを十分考慮し、子ども達に寄り沿った支援が行われ、安心・安全はもとより、子ども達が勉強・遊び・会話を通じて、自己肯定感を高め、社会生活を学び成長する場にもなっています。

次に3つ目の官・民・学・産・地域が連携した、包括的な子育て支援の今後の方向性についてですが、現段階では場所の確保や予算の関係から、新たな居場所を作ることは考えておりません。ただし、子どものニーズに添った新たな居場所が必要となった場合は、再度検討してまいります。今後も教育機関や地域と連携し、既存の団体が行われている居場所づくりを支援し、多くの方が気軽に利用できるよう広報紙やホームページで周知してまいります。

以上で答弁を終わります。

○3番（穴井智子君） 議長。

○議長（境野隆文君） 穴井議員。

○3番（穴井智子君） 子どもの第三の居場所事業は、国においても子ども施策に重点を置いていて、本町として既存の団体への補助や支援を行っているということは私も十分承知しており、大変評価もしております。子どもの居場所は行政だけで完結するものではなく、地域の NPO や民間団体の柔軟性、専門性があるからこそ成り立つものだと考えます。行政の役割は制度設計と安定的・継続的支援、NPO の役割は子ども一人ひとりに寄り添う実践・継続性と思えます。

先日の勉強会で「相談員がそこにいるのか、専門の相談員がいるのか」といったようなご質問もございました。補助金の中で専門的な方を雇用するという事は非常に無理がございます。そこで社会福祉協議会でしたり、そういったところへのお繋ぎ、また福祉課松本課長の方にご相談をさせていただいたり、そういった連携も生まれているところでございます。

子どもの困難は年々複雑化しております。今ある仕組みだけで十分かどうかは常に検証が必要になってまいります。そして、また NPO 団体も常に「これでいいのか」とさまざまな課題を抱えての活動だということも、ご理解いただけますと幸いです。子どもがここにいていいと思える場所、町として本気で支えていく姿勢を明確に示すことが必要だと考えます。両輪が噛み合うことで、より質の高い居場所づくりが可能となるはずで。

そしてこれまでになかったこと、例えば既存のアクアスクールや ICOCA の特徴を活かした連携強化等も必要不可欠かもしれません。答弁にありました、今後の子どもの第三の居場所事業について、現段階では場所の確保、予算の関係からさらに新たな居場所の構築は考えていないとのことですけれども、将来ニーズに沿ったご対応を検討くださるとのこと。現在の町の財政状況から負担を考えると、おっしゃるとおり私自身も理解しております。ただ今できることとしては、広報紙やホームページでの周知をしてくださるとのことです。期待しております。よろしくお願ひいたします。質問は以上です。

○議長（境野隆文君） 以上で、穴井議員の質問を終わります。続いて、1番 春日 公和議員の質問を許します。

○1番（春日公和君） 議長。

○議長（境野隆文君） 春日議員。

○1番（春日公和君） 1番、春日でございます。今回は2問ほど質問をさせていただきます。

まず、東部台地区画整理事業「ゆうすいの杜」についてお尋ねします。嘉島町は昭和58年から市街化区域編入による区画整理事業に取組み43.1haの西部土地区画整理事業を皮切りに、滝河原地区、同尻地区、東部台地地区、そして芝原地区と現総面積187haの市街化区域編入で、今日までの43年間延々と適正な開発に努め、町発展の主軸になったことは言うまでもない事実であります。熊本市街化区域からの飛び地での市街化区域の認定については、当初の西部地区や東部台地においては並々ならぬ努力があったと思います。

東部台地「ゆうすいの杜」70.8haは、令和14年度までの施工期間を計画として現在、造成工事に鋭意努力されておりますが、町の財政状況により令和8年予算の確保が厳しく、要望額の半額ほどと説明がありました。事業計画を考慮すると大変厳しい状況ではと思いますが、区画整理事業は工区ごとに竣工し、保留地の処分金の収入、企業・商業の立地、また個人住宅の建設などにより、投資した事業費を短期間で精算できる有効な事業であると推察しますがいかがか。

また、熊本県都市計画マスタープランにおいても「ゆうすいの杜」は地域拠点として位置づけられる予定であり、優位性が増すなかで残り7年間の事業計画は用途地域変更などを含め、計画変更はあるのかお尋ねします。

○都市計画課長（藤本賢二君） 議長。

○議長（境野隆文君） 藤本都市計画課長。

○都市計画課長（藤本賢二君） 都市計画課長の藤本です。よろしくお願いたします。1番、春日議員のご質問にお答えいたします。

春日議員が言われるとおり、区画整理事業は工区ごとに竣工し、投資した事業費を短期間で精算できる有効な事業であるとのことに私も同意見であります。さらに補足しますと、ゆうすいの杜の開発は町全体の活性化、特に東部地区の活性化にも繋がりますし、資産価値の向上なども含め、各税収の増加につながる本町の歳入増加に効果的で優先すべき事業であると思っております。このような点も踏まえまして、嘉島町の将来の発展を支える大事な基盤整備であると認識しております。

続きまして、事業計画の計画変更についてのご質問になりますが、現在令和15年3月末までの事業期間の承認をいただいております。現在の事業の進捗から考えますと令和15年3月末までの事業完了が見込まれませんので事業期間の延長は必要であると思っております。

もう1点のご質問、用途地域の変更などについては現段階では具体的な変更予定はございませんが、事業計画書におきましては商業や交流促進施設、また日常サービスを行う物販機能、事務所などの用地を計画することとしております。

また、ゆうすいの杜は大規模な宅地整備を予定している大きな事業であります。

今後、本町における目標人口やさまざまな人口問題、または人口問題対策、社会経済情勢や土地利用の動向なども注視しながら柔軟な対応が必要であると考えております。引き続き地権者、権利者、審議会の皆様、また地元関係機関などと調整を図りながら事業を進めて参ります。

以上で答弁を終わります。

○1番（春日公和君） 議長。

○議長（境野隆文君） 春日議員。

○1番（春日公和君） 財政運営が厳しいなか、町全体の活性化になる「ゆうすいの杜」。また、町の将来の発展を支える事業との見解をありがとうございます。地権者の皆様の多くが待ち望んでおられると思います。繰り返しになりますが、短期間で結果はついてくるものと思います。また、事業計画も今の時点で詳しくは発言できないとは思いますが、柔軟に対応されるようで、関係者の皆さんとしっかりと協議を進めていただきたいと思います。

地域拠点都市となるよう切に願うものであります。そして先ほどから企業誘致、人口についての質問が寄せられておりました。このなかで、なぜ区画整理事業の必要性を言わないのか、そういったところが私にとって大変悲しい事実であります。嘉島町がこれまで発展した要素はこの市街化区域編入、そして区画整理事業、そこに住む来られる企業・商業、そういったものが今日の嘉島町を支えております。そういったことがなぜ言えないのか、大変寂しく思ったところでございます。これからもやはり区画整理事業は町の根幹をつくるものであり、そして広めるものでもございます。そういったところをしっかりと認識いた

いて事業を進めていただきたいと思います。

2点目の質問に移らせていただきます。熊本都市計画変更については、上島蔵園地区13.35haの縦覧期間が2月20日までの15日間が設定され、利害関係人の意見聴取が行われました。

その結果として、修正等が必要になったのか。また、計画決定はいつ頃になるのか。当該地区の中学校線は混雑が発生しやすい場所である。市街化区域に編入され、区画整理事業計画では道路整備計画が適正に実行できます。さまざまな検討も必要ですが渋滞解消についてはどのような対策を検討しているのかお尋ねします。

○都市計画課長（藤本賢二君） 議長。

○議長（境野隆文君） 藤本都市計画課長。

○都市計画課長（藤本賢二君） 都市計画課長の藤本です。引き続き春日議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、意見聴取の結果に伴う計画の修正になりますが、これにつきましては県決定の都市計画でございます。現時点で修正内容等の全容を確認できておりませんので、現段階での本町からの回答は控えさせていただきます。ご理解をお願いします。

続きまして、計画決定の時期になりますが、熊本県における区域区分の見直し、それと本町における熊本都市計画における土地区画整理事業と用途地域の決定につきましては、令和8年5月下旬の予定であります。

もう1点、上島蔵園地区が市街化区域に編入された時の中学校線の渋滞対策についてのご質問になりますが、具体的な対策の検討はこれからになります。検討にあたっては、影響がない交通解析に伴う県警との協議、また建設課や関係機関との協議、現在県が取り組んでおられます熊本都市圏の渋滞対策との連携・連動も必要になるかと考えております。

改めてになりますが、現段階では対策の具体的な方針等は決まっておりますが、現在の渋滞の状況を把握しながら、地元地域の皆様のご意見等も踏まえながら、また関係機関との協議を行いながら、渋滞解消に向けた道路整備計画の検討を進めてまいります。

以上で答弁を終わります。

○1番（春日公和君） 議長。

○議長（境野隆文君） 春日議員。

○1番（春日公和君） 県決定が5月下旬の市街化区域編入予定とのことですが、その後すぐに区画整理事業計画の認可申請と慌ただしくなると思います。ゆずりの杜でもお話ししましたが、区画整理事業は効率的な先行投資になる事業と考えます。迅速な計画遂行を必要と思っております。

また、中学校線の渋滞対策など検討中ということですが、事業認可と交通協議などは同時進行が必要と思われます。渋滞対策として中学校線の交差点協議だけでなく、芝原地区も含めたところでの車の流入・動向、そういったものも考えていただいて検討をしていただければありがたいと思いますので、今後とも都市計画課長の活躍を期待するものでございます。

また、最後に付け加えになりますが、鯉の都市計画道路についても順次進めていただきますようよろしくお願いいたします。私の質問を終わらせていただきます。

○議長（境野隆文君） 以上で、春日議員の質問を終わります。続いて、2番 木下 武議員の質問を許します。

○2番（木下武君） 議長。

○議長（境野隆文君） 木下議員。

○2番（木下武君） 2番 木下です。ふるさと納税を活用した町の収入増加と地域活性化は。

ふるさと納税は町の収入を増やすだけではなく、地域の魅力を全国に発信し、地元事業者の支援にもつながる重要な制度です。寄附額が増えれば子育て支援や防災対策など、町民のサービスの充実にもつながります。近年、多くの自治体では専門知識を持つ外部のコンサルティング会社を活用し、返礼品の開発や情報発信を強化することで寄附額を大きく伸ばしています。

そこで質問します。

1. 嘉島町のふるさと納税の現状と課題をどのように認識しているのか。
2. 寄附額を増やすために、外部の専門家や民間企業の知識を活用する考えはあるのか。
3. ふるさと納税を通じて、地元事業者の支援や地域経済の活性化をどのように進めていくのか。

ふるさと納税は工夫次第で町の未来への投資につながる制度です。本町として積極的な取組みを進める

べきと考えますが、町の見解を問います。

○企画情報課長（西本幸弘君） 議長。

○議長（境野隆文君） 西本企画情報課長。

○企画情報課長（西本幸弘君） 企画情報課長の西本です。よろしくお願ひします。2番 木下議員の質問にお答えします。

1点目の嘉島町のふるさと納税の現状と課題ですが、現状につきましては本町ふるさと納税の寄附受入額の近年の推移をみますと、令和4年度2億8500万、令和5年度4億800万、令和6年度5億900万と増加傾向にあります。今年度も上半期は前年比で2倍以上と順調に推移しておりましたが、10月のポイント付与禁止など制度改正に伴う駆け込み需要の反動減などの影響により最終的には前年度に近い寄附額となる見込みです。

課題といたしましては、ビール類をはじめとする一部返礼品に寄附が集中しておりますので、魅力的な返礼品の掘り起こしが必要かと考えております。

2点目の寄附額を増やすために外部の専門家や民間企業の知識を活用する考えはあるのかにつきましては、町と委託先の民間業者にて毎月定例会を開催し、寄附の受入状況や市場分析、新規返礼品の検討やサイト上のページレイアウトなど、さまざまな視点で意見交換を行い、寄附増額に向けた工夫・改善を図っているところです。

3点目のふるさと納税を通じて、地元事業者の支援や地域経済の活性化をどのように進めていくのかですが、ふるさと納税の取組みは地元事業者の販路拡大やサイトへの掲載による PR 効果も期待でき、地域経済・産業の活性化につながるものであるため、今後におきましても積極的に推進していきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○2番（木下武君） 議長。

○議長（境野隆文君） 木下議員。

○2番（木下武君） 回答ありがとうございました。

寄附額が増加傾向にあることは評価いたします。しかし、制度改正の影響により最終的に前年並の見込みとのことですが、町独自の戦略による成果とは言い切れないのではないのでしょうか。

そこでお尋ねします。来年度の寄附目標額はいくりに設定しているのか。また、その達成に向けた具体的な数値目標や指標はあるのかお答えください。

さらに、魅力的な返礼品の掘り起こしが必要とのことですが、いつまでにどの程度増やすのか期限を明確にお示しください。

最後に、ふるさと納税は町の営業戦略であり、未来への投資であります。現状維持ではなく、積極的に増額を目指す覚悟はあるのかお尋ねします。

○企画情報課長（西本幸弘君） 議長。

○議長（境野隆文君） 西本企画情報課長。

○企画情報課長（西本幸弘君） ただ今の木下議員の質問にお答えします。

来年度の見込みとして、当初予算で5億3,000万円を計上しております。前年度当初予算ベースで10.4%増となりますが、返礼品のブラッシュアップや季節等に合わせた効果的な広告などのプロモーションにより増額を図ります。

新規返礼品の掘り起こしは随時行っており、地場産品基準に適合し、提供事業者と協議が整った返礼品については積極的に提供をしていますが、返礼品として取り扱うためには総務省の承認が必要となりますので、数や期限を明確にお示しすることはできません。

今年の10月からは新たな付加価値基準の導入や経費率の段階的な引き下げが始まるなど、ふるさと納税を取り巻く環境が変化しており、先行きも不透明ではありますが、ふるさと納税の寄附金は貴重な財源となりますので、積極的に増額を目指してまいります。

○2番（木下武君） 議長。

○議長（境野隆文君） 木下議員。

○2番（木下武君） 課長からは来年度の寄附目標額として、当初予算で5億3,000万円、前年度比10.4%増を見込んでいるとの答弁がありました。また、返礼品のブラッシュアップやプロモーションによって寄附額の増加を図るとともに、新規返礼品についても事業者と連携しながら掘り起こしを進めていくとの説明でした。

一方で、今年10月からは付加価値基準の導入や経費率の段階的な引き下げなど、ふるさと納税を取り巻く環境は大きく変化していくとのことです。

しかしながら、ふるさと納税は町にとって貴重な自主財源であると同時に地域の魅力を全国に発信し、地元事業者の活性化にもつながる大変重要な取組みであると考えます。だからこそ、制度の変化に対応するだけでなく、町としてどのような戦略を持ち、どのように寄附額を伸ばしていくのかという視点がこれまで以上に重要になってくるのではないのでしょうか。

ぜひ事業者の皆様とともに力を合わせながら、嘉島町ならではの魅力を発信し、ふるさと納税が町の発展と地域経済の活性化につながる取組みとなることを期待いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（境野隆文君） 以上で、木下議員の質問を終わります。

11時45分を経過いたしましたので、昼休憩のため午後1時半まで休憩といたします。なお、昼休憩後は1時半までにはお入りください。以上、休会します。

休憩 午前11時53分

○議長（境野隆文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問、7番 満田 和浩議員の質問を許します。

○7番（満田和浩君） 議長。

○議長（境野隆文君） 満田議員。

○7番（満田和浩君） 皆様、お疲れ様です。7番 満田より一般質問を行います。

防災意識向上に向けた事業開催の取組みということで、質問の要旨としまして、本年は平成28年4月の熊本地震から10年の節目を迎え、多くの自治体や民間レベルで復興の軌跡や防災強化に向けた記念イベントが予測されます。

被害での痛みや人々への復旧・復興に向けた思いや努力を風化させないためにも、本町ならではの企画と事業実施が望まれますが、現段階で実施計画についての町の考えをお尋ねします。

○総務課長（永田智紀君） 議長。

○議長（境野隆文君） 永田総務課長。

○総務課長（永田智紀君） こんにちは。総務課長の永田です。7番 満田議員のご質問にお答えいたします。

令和7年11月30日に嘉島町は公益財団法人日本サッカー協会、一般社団法人熊本県サッカー協会、株式会社熊本フットボールセンターの3者と、熊本県フットボールセンターCOSMOS をスポーツを通じた災害時の被災地支援の拠点として位置づけ、被災者の援護及び救援活動の支援、並びに平常時における防災教育・防災訓練等の実践的取組みを推進することにより、地域住民の安全・安心の確保に寄与することを目的として、防災に関する連携協定を締結いたしました。

その際、熊本地震のパネル展示、嘉島町消防団長及びサッカー元日本代表による防災トークショー、女性に向けた防災セミナー、水消火器体験などの防災イベントを実施しています。

また、先日2月4日に行われました上益城地域における地域未来創造会議のパネルディスカッションにおきまして、木村県知事及び郡内5町長による協議を行い、スポーツと防災を併せたイベントを実施することで決定いたしました。

このことを踏まえ、熊本地震から10年目の節目を迎える令和8年度に熊本県や周辺自治体と協力し、熊本県フットボールセンターCOSMOS において大規模な防災イベントを開催する予定です。イベント内容につきましては現時点では未定ではありますが、全国で先駆けて結んだこの防災に関する連携協定をアピールするためにも、また熊本地震での教訓等を風化させないためにも、関係機関と一体となって防災力の強化等に取組んでいきたいと考えております。

危機管理係を創設して1年となります。去る2月17日には嘉島町防災士会の発足時前会議を開催しました。今後、町民の方々に「住んでよかった」と感じられるような取組みを実施していきたいと考えておりますのでご理解ご協力をお願いし、答弁とさせていただきます。

以上で、答弁を終わります。

○7番（満田和浩君） 議長。

○議長（境野隆文君） 満田議員。

○7番（満田和浩君） 私自身が前回の12月議会にて熊本県フットボールセンターCOSMOSの有効活用について質問した経緯もあり、これまでの取組みのなかでスポーツを通じた地域づくりの拠点で防災イベントを実施する例をお答えいただきました。

COSMOSでは、大規模な防災イベントを開催される予定とのことですが、このほかに文化系、例えば音楽とか芸能関係とかでの復興イベントも柔軟に対応されたら町のPRにもつながります。

答弁にございました、令和7年度のイベントには私もいろいろ参加しておりますが、それに参集したメンバーは町の執行部や一部の団体に限られた町民であったのではないかと思います。ホームページや町の広報誌、報告で初めてこんなイベントがあったのかと言われる町民の方もいらっしゃると思いますので、できれば皆さんがやはり「住んでよかった」と、今課長からありましたように感じていただくためにも、住民参加型の企画立案をどんどんしてもらって、広く町民の皆様にも事前案内する工夫も必要かなと思います。

地域で活躍されている方々の仕事の役割分担とかも検討されて、お任せするようなこともモチベーションの向上につながりますのでよろしく願います。

10年目の節目という意味で被災した嘉島町の復興の軌跡を多くの町民と分かち合い、コミュニティの創出、未来への伝承が防災意識向上にも貢献しますので、引き続き本年に関しては重点事業として取組みをよろしく願いまして、私の質問を終わります。

○議長（境野隆文君） 以上で、満田議員の質問を終わります。続いて、9番 川野 伸一議員の質問を許します。

○9番（川野伸一君） 議長。

○議長（境野隆文君） 川野議員。

○9番（川野伸一君） 9番 川野です。一般質問をさせていただきます。

私の方からは地域コミュニティ交通の運用改善についてということで質問をさせていただきます。

私が立つとまたこれかというふうに思われるかもしれませんが、どうしても運用改善をお願いしたいなというふうに思っておりますので、執行部の考えをお聞かせください。

執行部の説明では、現在運行中の乗合タクシーについて、昨年からは乗降所を2カ所、運行本数を2便増やしたとの報告がございました。そもそも現在の運行方法では、予約して目的地までは利用できるが、その後の移動もしくは帰宅の便が非常に利用しづらいというふうに聞いております。

例えば、定期路線を運行するコミュニティバスを導入し、既存の乗合タクシーと複合的に運行し、利用者の利便性向上を高めてはどうか。前年の利用実績を踏まえたうえで町長の見解を伺います。お願いします。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 川野議員の質問にお答えします。

嘉島町乗合タクシー「ゆうすいGO」は、令和5年2月の運行開始以来、約3年が経過しました。利用状況につきましては、令和5年度1,440人、令和6年度1,659人で、今年度は12月までの実績で1,770人と年々増加し、新たな移動手段として活用いただいているところです。

ご提案の定期路線を運行するコミュニティバスにつきましても、現在の乗合タクシー導入時に検討いたしました。乗降所までの移動を不便に感じられる方が多い点や利用がなくても稼働が必要な効率性などを踏まえ、本町においては現在の予約型乗合タクシー方式が適していると判断し、導入しました。また、複合的な運行につきましても、ドライバー不足の現状や費用面で財政負担を考慮し、慎重に検討していく必要があると考えております。

医療機関利用後の予約は何時になるかわからないので予約がしづらいなどご意見があるのは町としても課題として認識しております。

今後におきましても、さまざまなご意見をいただきながら議論を重ね、嘉島町に適した公共交通を構築できればと考えております。

以上で答弁を終わります。

○9番（川野伸一君） 議長。

○議長（境野隆文君） 川野議員。

○9番（川野伸一君） 答弁ありがとうございました。

令和8年度、来年度の予算のほうにもコミュニティ交通というか委託料というのを一応組んでございま

す。で、だいたい384万8,000円。高いのか安いのか微妙な数字でございまして。実際、今町内で運行を委託されている業者さんからすると、年間の運行の委託料が380万ということはあまり事業メリットがない感覚じゃないかなというふうに思います。

なぜこういうことを言うかと言いますと、令和7年度において総務常任委員会のほうで、広島県と岡山県のほうに研修視察に行っていました。で、両町とも嘉島町と同じようにあまり面積的にも大きくなくて、人口規模が1万人から1万2,000人ぐらいの研修先を選んで視察をさせていただきましたけれども、その両町とも乗合タクシーではなくて、コミュニティバスの運行をされております。

岡山県のその視察先、町名で言うと早島町が人口1万2,000人の町で、年間でこのコミュニティバスの利用者が5万人を超えているというような状況でございます。だから、地理的な面積的なもので言うと嘉島町とそんなに変わらないけれども、今実績の回答がございました、1,440、1,659、1,770、それからすると雲泥の差があるんじゃないかなと。

あえて嘉島町の地理的なことを言えば面積が小さいからこそ、もっともこの辺の改善をすれば住民の方の足として非常に使いやすいような公共交通機関になるんじゃないかなというふうに思っております。

嘉島町全体ですべてと発展をし続けております。地理的に浜線バイパスいわゆる国道ですけれども、あの界隈の区画整理事業があつて、大型ショッピングモールが出店して非常に便利がよくなって、その辺に多くの町民の方も暮らすようになって、病院関係も非常に集中してきた。ただ、私が住んでいる地域あたりからすると、私たちが小さい頃は地域に商店があつて、日用品だとか食料品だとか、ある程度はその地域の集落で用が済んでいるような状況でした。町自体としては今のほうが発展してはきているんですけども、弊害と言うとおかしいですけども、もともとあつた商店がなくなってしまうと、高齢者の方とか小さなお子さんはなかなか買い物とか病院通いとかそういうものが非常にしづらくなってきているのが現状でございますので、なかなか財政的にも厳しい状況ではありますけれども、これは嘉島町の総合計画等を作成するうえでのアンケート調査もされたということでお聞きしました。で、非常に上位のほうで町民の方は気にしてらっしゃるような項目でございますので是非、何らかのかたちで改善をしていただいて、町民が利用しやすいようにしていただきたいなというふうに思っております。

あと一つお尋ねですけれども、その委託料384万8,000円っていうのに対して、これは国とか県とかの補助は少し入っているんでしょうか。担当課長、もしわかればお答えをお願いします。

○企画情報課長（西本幸弘君） 議長。

○議長（境野隆文君） 西本企画情報課長。

○企画情報課長（西本幸弘君） ただ今の川野議員の質問にお答えします。県の補助がございますので、そちらを活用しております。

以上です。

○9番（川野伸一君） 議長。

○議長（境野隆文君） 川野議員。

○9番（川野伸一君） くれぐれも検討のほうをお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（境野隆文君） 以上で、川野議員の質問を終わります。続いて、5番 園田 義宣議員の質問を許します。

○5番（園田義宣君） 議長。

○議長（境野隆文君） 園田議員。

○5番（園田義宣君） 5番 園田です。

現在、役場庁舎東側に建設中の雨庭設置を契機とした地下水涵養の推進及び住民参加型TOWNプロモーション戦略の展開についてお尋ねいたします。

まず、地下水保全の位置づけについてですが、地下水涵養について総合計画や環境基本計画、インフラ政策の中でどのような最上位の政策課題として位置づけていらっしゃるのか、町としての基本認識と今後の方針を伺います。

次に役場庁舎の雨庭の効果検証についてですが、今回設置される雨庭につきまして、年間の雨水浸透量の見込み、地下水涵養量の推計、地下水位への効果的測定方法、数値目標の設置、これらの科学的検証やデータの可視化は行いますか。また、町民への公開・周知する考えがあるのかをお尋ねいたします。お願いします。

○都市計画課長（藤本賢二君） 議長。

○議長（境野隆文君） 藤本都市計画課長。

○都市計画課長（藤本賢二君） 都市計画課長の藤本です。よろしくお願いたします。5番 園田議員のご質問にお答えをいたします。

まず1点目、地下水涵養についての政策課題になりますが、現在、嘉島町では多くの世帯が井戸水を生活用水として利用しているにもかかわらず、地下水涵養のための取組みが少ないことについて、総合計画（後期計画）の中において現状の課題として掲げております。このようなことを踏まえまして、今後町民の皆様と一体となった政策・方針を考えていくことが必要であると思っております。

さらには現在、熊本県の地下水などの課題に対しまして、地下水保全対策を総合的、計画的に推進するために、熊本県と熊本地域11市町村と共同で熊本地域地下水総合保全管理計画を策定しております。地下水の涵養は本町だけではなく、広域的に取組んでいくことでより効果が現れると思っております。

今後も熊本地域地下水総合保全管理計画に沿った政策も進めていく方針であります。

続きまして役場雨庭の効果検証になりますが、科学的な検証、またデータの可視化は行ってまいります。町民の皆様への公表も実施して参ります。役場に設置する雨庭の浸透につきましては現在、長谷川式の透水試験器による透水能力を測定しているところでございます。これらのデータを収集検証して、町民の皆様へ公表をしていく予定でございます。

○5番（園田義宣君） 議長。

○議長（境野隆文君） 園田議員。

○5番（園田義宣君） 今後の基本方針についてはよく理解できました。

まだ雨庭が工事中でございますので、現地盤の透水能力等の測定はこれからの作業になるということでしたが、私が質問しました4項目につきましては、データ収集・検証後の公表という回答でありましたので了解いたしました。

次の質問に移ります。各家庭への普及策としまして、例えば雨庭の設置、雨水タンク、浸透枮、透水性舗装などの導入に対する設置補助制度、また助成金や固定資産税の軽減、モデル地区の指定、新築住宅への推奨基準などといった具体的なインセンティブ制度を創設するお考えがあるでしょうか。

次に、教育・住民参加の推進として学校教育や行政区単位での雨庭作りのワークショップ、それから環境教育など住民参加型の普及啓発を展開するお考えはないでしょうか。お尋ねいたします。

○都市計画課長（藤本賢二君） 議長。

○議長（境野隆文君） 藤本都市計画課長。

○都市計画課長（藤本賢二君） 引き続き、園田議員のご質問にお答えいたします。

各家庭への普及策につきましては、現在、雨水タンクにつきましては1基35,000円を上限とする補助制度、浸透枮につきましては1基15,000円を上限とする補助制度がありますので、今後も現在進めております地下水保全のための制度周知を図りながら補助事業を進めて参ります。

そして新たな取組みとして、雨庭の設置に対する補助制度を考えております。現在、第3期となります嘉島町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、広域連携の推進に伴う戦略として雨庭関係補助制度の創設を令和12年度までに実施することを掲げております。雨庭には地下水涵養のほか、治水対策への効果も期待がされております。しかしながら、このような効果を発揮するには雨庭の大きな広がりが必要不可欠であります。そのような考えのなかで今後、嘉島町の総合的な戦略、取組みとして一般家庭への補助制度創設を進めていく予定であります。

また、そのなかで嘉島町での取組みがモデル的な取組みとなるよう全国に発信できればというふうを考えております。

続きまして、教育・住民参加の推進についてになりますが、住民参加型の普及啓発を展開することは必要であるというふうを考えております。今後、各団体との協定や賛意表明などを通して協力体制を整えてから普及啓発に努めていきたいと考えております。以上、私からの答弁を終わります。

○5番（園田義宣君） 議長。

○議長（境野隆文君） 園田議員。

○5番（園田義宣君） 役場庁舎雨庭を契機に、雨庭を町、町有地、公共施設、各家庭に広げることができれば今おっしゃいましたように、地表流出の抑制、それから地下への浸透量の増加、井戸水の安定化につながり、地下水に100%依存する嘉島町、言い換えれば水道インフラを持たない町の生命線防衛に結びつくと考えますので、町民の方や各種団体、企業へのはたらきかけは不可欠と考えております。

最後に、TOWN プロモーション戦略について町長の見解を伺います。雨庭や地下水涵養の取組みを水の町嘉島としてのブランド化、環境先進自治体としてのPR、移住促進、企業誘致などTOWN プロモーション

ンとして積極的に活用すべきと考えますが、いかがでしょうか。お尋ねします。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 園田議員の質問にお答えします。

TOWN プロモーション戦略についての見解ということですが、町全体として視野を広げた新たなまちづくりの一環として、どのようにグリーンインフラを推進していくのか、いわゆるグリーンインフラとは、自然環境が持つ機能を防災・減災、都市開発、地域活性化に活用する社会基盤のことですが、グリーンインフラを推進していくか、また各部署の横断的な戦略なども含め検討していくことも必要であると思っております。

そのためには、国、国交省、環境省との連携により、国が示すグリーンインフラ推進戦略との連動を図ることで、全国に雨庭のモデル地区として嘉島町をPR できるのではないかと考えております。

このほか、嘉島町のPR 動画なども活用して、視察対応時に本町の雨庭をPR することで情報発信できればと考えております。

以上で答弁を終わります。

○5番（園田義宣君） 議長。

○議長（境野隆文君） 園田議員。

○5番（園田義宣君） 雨庭を、地下水を守る町民運動として展開することができれば、町長もおっしゃったように環境先進自治体、子育てに優しい町、ESG 時代に合った町、ESG といいますのは社会的責任を果たす組織が評価される時代ということになりますというイメージ形成が可能になると思います。

また、財政面のメリットとしましては、水源保全コストが削減できる、それから上水道整備リスクを回避することもできます。また、災害復旧費の抑制などが考えられると思います。

水を使う町から水を育てる町へ。地下水に依存する嘉島町だからこそ雨庭に取り組むことは意味があることだと考えております。

これで、私の質問を終わります。

○議長（境野隆文君） 以上で、園田議員の質問を終わります。以上で、一般質問を終了します。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第2 議案の質疑 討論 採決

○議長（境野隆文君） 日程第2 議案の質疑 討論 採決となっております。

これより、

議案第10号 嘉島町課設置条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

○9番（川野伸一君） 議長。

○議長（境野隆文君） 川野議員。

○9番（川野伸一君） 議案第10号 嘉島町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてについて、質問をさせていただきます。

これは事前に町執行部に対して、提出議案について質問をお出ししていたところではございますが、手違いがございまして担当課まで質問が上がっておりませんでしたので、改めてここで質問をさせていただきます。

水環境課の新設であります。具体的な業務内容と人員の配置数、それから提案理由の中に住民サービスの向上や行政組織の効率化というふうに書いてありますので、どういうものが望めるのか。お答えができるならお願いします。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 川野議員の質疑にお答えします。

水環境課の業務内容と人員配置数につきましては、環境係として環境保全に関すること、水資源および水保全に関すること等を業務内容として2名体制を考えております。また、簡易水道係として簡易水道に関すること等を同じく2名体制、下水道係として下水道に関すること等を3名体制で考えており、課長以下8名で構成したいと考えております。

嘉島町にとりまして水問題は最重要課題であります。今後、環境汚染等により地下水が汚染された場合のシミュレーションや下水道事業の計画変更、上水道の事業開始の有無なども検討していきたいと考え、

新設の上程をしました。よろしくお願ひいたします。

○9番（川野伸一君） 議長。

○議長（境野隆文君） 川野議員。

○9番（川野伸一君） ありがとうございます。業務の効率化を図る、住民のサービス向上を目指すということでございますので、是非、町民の皆さんが安心して暮らせるようなそういうサービス体制を整えていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（境野隆文君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第10号 嘉島町課設置条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第11号 嘉島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第11号 嘉島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第12号 嘉島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第12号 嘉島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第13号 嘉島町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第13号 嘉島町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第14号 嘉島町都市公園条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第14号 嘉島町都市公園条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第15号 東部台地土地地区画整理事業区画道路築造工事（1-1工区）その1請負変更契約の締結についての質疑に入ります。質疑はありますか。

○9番（川野伸一君） 議長。

○議長（境野隆文君） 川野議員。

○9番（川野伸一君） 議案第15号それから議案第16号も同じく東部台地土地地区画整理造成工事の変更契約ということで同時に質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

いわゆる東部台地は今、造成工事が行われておりますけれども、議案第15号においては当初契約が6,006万円。その38パーセント増の8,318万6,211円、増額の金額が2,312万6,211円。同じく16号、当初契約額が6,666万円。72パーセント増の1億1,468万3,293円、増額金額が4,802万3,293円。

以上のように、大幅な増額の変更契約ということになりましたので、これにおいて事前に説明会でも説明ございましたが、本会議のこの場で担当課の説明を改めていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○都市計画課長（藤本賢二君） 議長。

○議長（境野隆文君） 藤本都市計画課長。

○都市計画課長（藤本賢二君） 都市計画課長の藤本です。川野議員より質疑がありましたことに対して、ご説明をいたしたいと思っております。

まず、変更額にかかる多くが樹木の伐採と樹木の処分の費用となりました。この2工区の造成工事におきましては、その1の工事の数量と額が確定したのが2月13日であります。その2の数量と額の確定がわかりましたのが1月末といった状況のなかで、3月議会で議案を提出した流れでございます。今回、工事前に実施いたしました樹木伐採の本数の設計数量との差異が判明して、設計変更による契約金額が増額となった次第であります。

増額が生じた大きな原因といたしましては、今回施工いたしました1-1工区におきましては、熊本地震後約10年、田畑が管理されていない状況でありました。約5haに及ぶこの台地は人が入ることが難しい状況のなかで、この樹木の積算を目視で行ったことが大きな原因であります。

今後、東部台地においては職員が現地に入り、調査することが困難な状況が続きますので、今回のように大きな変更とならないように対策を講じてまいりたいというふうに思っております。

また、今回の工事につきましては、今年に入り数量と額が確定をしておりますが、昨年11月12月にはある程度の変更の見込みが判明しておりましたので、事前に議会の皆様へ何らかの報告をすべきであったと反省をしているところでございます。

また、今年2月に行われました議運そして勉強会においても、議員の皆様からご指導またご指摘を受けたところでございます。このようなことを踏まえ、また今回の件を踏まえまして、改めてになります議会への経過報告を怠ることのないように努めてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○9番（川野伸一君） 議長。

○議長（境野隆文君） 川野議員。

○9番（川野伸一君） 今、担当課の方からご説明をいただきました。15号と16号合わせて、当初契約金額の合計がだいたい1億2,672万円だった。増額金額が合計で7,114万9,504円。非常に今、課長のほうも反省を述べられておりましたけれども、こういう契約のやり方だと今後も造成工事は続いていきますので、当初の積算の甘さを痛感していただいて、そういうことがないようにしていただきたいと思います。

こういうことに至った経緯もございますので、再発防止に向けて、もし町長のほうで何か対策がございましたら、お聞かせ願いたいと思います。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 川野議員からご指摘がありましたように、再発防止に向けた対策といたしましては今後、業者等に検算させるなどこのようなことがないように指導したいと思いますので、よろしくご指導をお願いします。

○9番（川野伸一君） 議長。

○議長（境野隆文君） 川野議員。

○9番（川野伸一君） 町長のほうから、業者さんあたりにも積算に噛んでいただいて、樹木の数量とか幹回りの大きさとかそういうものも是非、正確に積算をしていただいて、最初の契約から大きな変更契約がないように今後努めていっていただきたいなというふうに思います。

私のほうからは以上です。

○議長（境野隆文君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第15号 東部台地土地地区画整理事業区画道路築造工事（1-1工区）その1請負変更契約の締結については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第16号 東部台地土地地区画整理事業区画道路築造工事（1-1工区）その2請負変更契約の締結についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第16号 東部台地土地地区画整理事業区画道路築造工事（1-1工区）その2請負変更契約の締結については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第17号 令和7年度嘉島町一般会計補正予算（第10号）の質疑に入ります。質疑はありませんか。

○9番（川野伸一君） 議長。

○議長（境野隆文君） 川野議員。

○9番（川野伸一君） 議案17号 令和7年度一般会計補正予算（第10号）ということで、これは回答は求めませんが、一つ指摘をさせていただきたいのが、単年度で事業が終わらなかった場合に繰越明許費として計上されておりますけれども、今年度が18億1,586万2,000円が繰越明許費のほうに計上をされております。

○議長（境野隆文君） 川野議員、何ページを指しておられますか。

○9番（川野伸一君） ページ数は7ページです。すみません。7ページに第2表として繰越明許費が計上さ

れております。これは各事業に対しての繰越明許費がずらっと列記されておりますけど、合計金額を弾いてみたところ、先ほど申し上げたとおり18億1,586万2,000円ということで。

去年はどうだったかなと思って一応私のほうで調べました。去年は13億9,274万1,000円ということになっております。毎年毎年、なかなか業者がみつからないとかいろんな諸事情があつて事業が遅れ遅れになっているのも理解はしますけれども、年間予算80億ぐらいで組んで、18億が結局持ち越しみたいなかたちに今現状になっているっていうのは少し問題があるんじゃないかなというふうに思いましたので、これはもう回答は求めませんが是非、執行部の皆さんで検討をしていただければというふうに思います。

それから質問に入ります。ページ数で言うと28ページ 5款1項7目12節 委託料。これはこのあいだの説明会でもちょっとお話をさせていただきましたが、地籍調査の委託料でございます。一筆調査、実施測量委託料790万3,000円、それから地籍調査推進業務委託料28万、合わせて818万3,000円が減額になっております。

これは当初予算が3,600万ほどの当初予算で7年度計上されておったんですけども、そのうちの800万円が委託料として減額になっているということで、前々から担当課に行つて聞いておりますけれども、事業の進捗状況と嘉島町全体の地籍調査の終了する見込みの予定、時期についてお答えができるなら願います。

○農政課長（牛嶋寿男君） 議長。

○議長（境野隆文君） 牛嶋農政課長。

○農政課長（牛嶋寿男君） 農政課長の牛嶋です。川野議員の質疑にお答えいたします。

地籍調査事業につきましては、平成24年度から実施しております、今年度で14年目を迎えております。進捗率といたしましては約64パーセントとなっております。

事業完了の予定としまして、現計画では令和18年度としておりますけれども、近年、町の要望額に対しまして国・県補助金が減少していることから、計画より遅れる見通しでございます。

以上で終わります。

○9番（川野伸一君） 議長。

○議長（境野隆文君） 川野議員。

○9番（川野伸一君） 担当課長からの回答がございました。

平成24年度から事業の開始をされているようでございます。今、14年目ということで回答がございました。

なんで私のほうからこういう質問をするかと言いますと、旧集落にお住まいの方で高齢になられた方というのは非常に増えてきております。これは境界を含む、立会業務も含めての測量業務になりますので空き家とか空き地、そういうものがだんだん増えてくるとますます事業自体が進まない傾向にあると思えます。

今、担当課長のほうから補助金の割合もだいぶ下がってきましたということでございますが、嘉島町の面積的に考えると、今の計画であと10年ぐらいかかるというふうに今おっしゃいましたけれども、例えば、8年度予算で計上されております今度新しく都市計画区域内に編入される予定の蔵園地区の測量工事、あれが単年度で8,000万ぐら이의予算を組んであります。一応、一般財源で。そういうものと比べると、あまりにも事業進捗が遅すぎて、執行部の皆さんにも言いたいんですけども、いろんな事業が今ございますけれども、一度すると町のほうが決めた事業については町全体を見通して、やはりある程度予算組みをしながらやっているとなかなか終わらない。そういうものがいつまでも残ると、いろんな無駄な経費が増えていく。そういうものが財政収支も悪くなるし、新たな事業にも支障が出てくるというふうに私は思いますので、その辺は是非、県の補助金もあるかもしれませんが町としても早期に終わるような事業計画を立て直してやっていただきたいというふうに思います。

私のほうからは以上です。

○議長（境野隆文君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第17号 令和7年度嘉島町一般会計補正予算(第10号)は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(境野隆文君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第18号 令和7年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(境野隆文君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(境野隆文君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第18号 令和7年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(境野隆文君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第19号 令和7年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第2号)の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(境野隆文君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(境野隆文君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第19号 令和7年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(境野隆文君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第20号 令和7年度嘉島町介護保険特別会計補正予算(第4号)の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(境野隆文君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(境野隆文君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第20号 令和7年度嘉島町介護保険特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(境野隆文君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第21号 令和7年度嘉島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(境野隆文君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(境野隆文君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第21号 令和7年度嘉島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第22号 令和7年度嘉島町簡易水道事業会計補正予算（第3号）の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第22号 令和7年度嘉島町簡易水道事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第23号 令和7年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第4号）の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第23号 令和7年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次回は明日6日となっております。本日はこれで散会します。お疲れ様でした。

散会 午後14時35分

令和8年第1回嘉島町議会定例会会議録(第3号)

・招集年月日

令和8年3月6日(金曜日)

招集場所 役場庁舎議場

午前10時開会・開議

・出席議員(10名)

1番	春日公和	6番	森下文夫
2番	木下武	7番	満田和浩
3番	穴井智子	8番	増岡司
		9番	川野伸一
5番	園田義宣	10番	森田義雄
		11番	境野隆文

・欠席議員(1名)

4番 齊藤進

・説明のため出席した者の職氏名

町長	鍋田平
教育長	青木政俊
総務課長	永田智紀
税務課長	富嶋信行
町民保険課長	増永貴士
福祉課長	松本和美
農政課長	牛嶋寿男
建設課長	橋本浩史
企画情報課長	西本幸弘
都市計画課長	藤本賢二
学校教育課長	中富喬
社会教育課長	河原和幸
給食センター所長	石坂英一
会計管理者(兼会計室長)	吉本博志
監査委員	蜂屋誠

・職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 下田雅文

議事日程第3号

日程第1 議案の質疑 討論 採決

1 議案第24号 令和8年度嘉島町一般会計予算

追加日程第1 議員提出議案第2号

令和8年度嘉島町一般会計予算に対する附帯決議案

1 議案第25号 令和8年度嘉島町国民健康保険特別会計予算

2 議案第26号 令和8年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計予算

3 議案第27号 令和8年度嘉島町介護保険特別会計予算

4 議案第28号 令和8年度嘉島町後期高齢者医療特別会計予算

5 議案第29号 令和8年度嘉島町簡易水道事業会計予算

6 議案第30号 令和8年度嘉島町下水道事業会計予算

日程第2 議員派遣の件について

日程第3 委員会の閉会中の継続調査申し出について

追加日程第2 同意案第1号 教育委員会の教育長の任命について

追加日程第3 同意案第2号 教育委員会の委員の任命について

閉 会

開会・開議 午前10時

・・・・・・・・・・・・・・・・

○議長（境野隆文君） 皆様、おはようございます。ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、令和8年第1回嘉島町議会定例会5日目は成立しました。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第1 議案の質疑 討論 採決

○議長（境野隆文君） 日程第1 議案の質疑 討論 採決となっております。

これより、

議案第24号 令和8年度嘉島町一般会計予算の質疑に入ります。質疑はありますか。

○3番（穴井智子君） 議長。

○議長（境野隆文君） 穴井議員。

○3番（穴井智子君） おはようございます。3番 穴井です。質疑させていただきます。

学習会のときにちょっと気付いていなかった点で、さらに質問が出てきましたので、改めて質疑させていただきます。

一般会計予算の33ページ総務管理費の5 自治振興費になりますけれども、12の委託料。1,400万6,000円という数字がございます。これについてなんですけれども、一つは委託の内容をお知らせいただきたいのと支払い先。この委託の制度の根拠、それと算定の根拠。そういったことでお尋ねいたします。よろしくをお願いします。詳細も。内容もよろしくをお願いします。

○総務課長（永田智紀君） 議長。

○議長（境野隆文君） 永田総務課長。

○総務課長（永田智紀君） おはようございます。総務課長の永田です。ただ今の穴井議員の質疑にお答えいたします。

まず、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が導入されることとなりました。この会計年度任用職員制度の導入により、これまで非常勤特別職いわゆる嘱託員として取り扱われなくなりました。このことから令和2年4月以降は以前の業務嘱託委嘱ではなく町と区において業務委託契約を締結し、区長業務をお願いしております。区長手当としてではなく、委託料としてのお支払いとなっております。委託料につきましては、均等割として年額25万円うち文書配布分が3万5,000円。世帯割として1世帯あたり年額2,320円うち文書配布分が600円で算定しております。

なお、支払いにつきましては年に2回とし、委託料のうち区長業務に相当する額を区長の口座に、文書配布業務に相当する額を区の口座に振り込んでおります。町から支払い後の会計につきましては、それぞれの区の会計処理になりますので町としては把握できておりません。

以上になります。

○3番（穴井智子君） 議長。

○議長（境野隆文君） 穴井議員。

○3番（穴井智子君） 明確なご回答ありがとうございます。

私もこの職に就かなければ、こういった疑問も抱かなかったかなとは思いますが、まず委託となっていることについてがちょっと疑問でございました、区長の手当等が。それと区長の個人の口座に振り込まれるという、区によっては1,000件を超える世帯数がございます。小さい集落になりますと40数件と小さいところもあり、区長の業務も多岐にわたっており、これを否定するものではございません。私も区に守られてきた一人でございますし、歴代の区長さん、現在の区長様にはすごく感謝をしておりますし、敬意を表するものでございます。ただ、予算をみる限り行政の委託という一文で処理してあったものですから、ずっと気付かずにきたわけです。区によっては、きちんと会計報告などをされている区もございませぬけれども、そうでない区も今ありまして、ここは行政が立ち入るところではないかもしれませんが、やはりこういった委託料を払っているということでございますならば、そこも監督と言いますかそういうのが必要なかなというところもございませぬ。

先ほどの答弁では支払った個人の口座、これは税法上と言うと雑所得になって確定申告が必要になって、委託なので報酬の中から源泉もされていないはずなので、自分で確定申告をし、税を納めるというような流れになるかと思っておりますけれども、そこまではタッチしていないということでしたので理解できました。

これから先は区などでそれぞれそういった意見などが出てくるかもしれませんが、質疑をして明確になったところは良かったと思います。ありがとうございました。

○議長（境野隆文君） ほかに質疑はございませんか。

○1番（春日公和君） 議長。

○議長（境野隆文君） 春日議員。

○1番（春日公和君） 1番 春日でございます。

私の質問は個別の歳出についての質問ではございませんが、これまでの町の一般会計予算の流れで今年度の予算の収支についてどうなのかというところをちょっと聞かせていただきたいと思っております。

まずこの2、3カ年の予算の収支なんですけれども、令和5年から町の実質収支、単年度収支が大体赤字に。赤字って言うのはいいのかわかりませんが、監査委員さんも実質単年度収支は赤字という表現をされていますので、普通に柔らかく言うと財務バランスが取れていないとかそういった表現になるかと思うんですけれども、まず令和5年度で約600万ほどの単年度収支のマイナス。それから令和6年度においては、2億7,400万の単年度実質収支のマイナスとなっております。令和7年度はまだ決算がきておりませんので、正直なところはわかりませんが、令和7年度においては当初予算が80億で、補正で92億ぐらいいままで上がってまして、3月の議会で最終の補正で90億ぐらいいままで下がっていると。実際、令和6年度と比較すると、令和6年度は当初予算が84億。そしてその後、補正で86億ぐらいいままで上がって、最終的には2億8,000万ほどの減額補正で、当初予算より下がっているという状況です。

今年度の場合は補正予算で、先日の10号ですけれども、2億6,000万ぐらいいままで減額補正をされておりますけれども当初予算より10億ほど多い。こういう状況を見ると、今年度も実質単年度収支はマイナスになるのではないかと考えているところでございます。

当然、町が以前シミュレーションを出された部分も4億4,800万の単年度実質収支のシミュレーションが出されております。そういったところで今回、令和8年度予算を見ると当初で88億。これから補正がされて増額補正とかが出てくるかもしれませんが、当然そうすると、やはり90億を超えてしまう。最終的にどうなるのかというところが大変危惧するところでございます。基金も当初予算では大体4億4,000万ほどのこれまでの基金の繰入れを予定されております。今年度は1億上がって5億3,000万の基金の繰入れでございます。そういったところを見て、予算の増額分が特別に見ると学校の増改築が約4億ほどの増額で、実際この分をまた次年度以降に引いたときにどうなるのか。なかなか歳出総額が落ちないというところが私が危惧するところでございます。シミュレーションでも7年度では4億4,000万。おそらく7年度を計算するとそれで収まるかどうかというのが私は大変心配しているところでございます。なおかつ、今年度の88億。特別に見る分は中学校の増改築4億。そういったところを考えると、なかなか令和8年度の予算・決算においてもその辺が大変マイナス表示になるのではないかとこのところを大変危惧するところでございます。

当然事業としては、私も昨日、区画整理事業は町の根幹を発展する事業であり、これは借金をしてでも進めるべき、単年度でこれは回収ができる事業である、そういったところは認識して昨日も発言をさせていただきました。これは大変大切なことであって、要は町が活性化するそういったところで重要な事業でございます。早急に進めたほうが、やはり経済動向とか人口動向とかそういったものがありますので進めていただきたい事業であります。そういった部分に対してのマイナス、借金、起債は当然仕方がないことだと思うんですが、今回の8年度予算に対して、やはり町の執行部としては決算時にどういう状況を見越しているのかお尋ねしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（境野隆文君） 休会して、財務課長と相談しますか。

○総務課長（永田智紀君） はい。すみません。

○議長（境野隆文君） では、一時休会します。

○議長（境野隆文君） 休会に引き続き、会議を開きます。

○総務課長（永田智紀君） 議長。

○議長（境野隆文君） 永田総務課長。

○総務課長（永田智紀君） ただ今の春日議員の質疑にお答えいたします。

令和7年度の3月補正で補正をいたしまして、財政調整基金の取崩しを4億4,000万としているところでございます。過去の実績から見ると、令和7年度は最終的には2億5,000万6,000万円ぐらいいままでの実質収支赤字、財政調整基金は2億5,000万から6,000万円ぐらいいままでの取崩しで終わるのではないかとこのように想定はしております。令

和8年度におきまして、当初予算で88億というところで組んでおります。今後の見通しは不透明な面が多いのですが、令和8年度が5億2,000万の財政調整基金の切り落としというところなので、最終的には令和7年度とあまり変わらない額で収まればいいなというような感じの見通しは立てております。

以上になります。

○1番（春日公和君） 議長。

○議長（境野隆文君） 春日議員。

○1番（春日公和君） 急な質問で、私は別に意地悪をしているわけではございません。やはり私たち議会も行財政改革を2年前からずっと唱えておりまして、そのなかでやはり新規事業の取り扱いも慎重にならなければならない。そして、はたまた継続事業についても、やはりしっかり進めなければならないと思います。今回のこの当初予算について、私は細部について異論はないんですけども、要はこれから嘉島町をどうやっていくのか、そういったところは、やはり行政は予算主義です。予算がなければ何も言えません。予算があって初めて言葉にできることなので、その辺は十分にこれまでのことも反省していただいて行財政運営を。

今回の予算、これはもう当然、町の計画に沿って上程された予算であります。歳出削減をすとか、計画に基づいた予算編成ですので、予算については効率的に迅速に執行していただく、そういったところがやはり大前提になってくると思います。そういったことを十分に認識していただいて、これからの嘉島町のために必要な予算は使う、削減できるところは削減する、そういったところで鋭意進めていただければと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（境野隆文君） ほかに質疑はございませんか。

○9番（川野伸一君） 議長。

○議長（境野隆文君） 川野議員。

○9番（川野伸一君） 9番 川野です。令和8年度嘉島町一般会計予算についてのご質問をさせていただきます。

9款1項2目18節 学校給食費補助金について質問をさせていただく前に、一言申しておきたいことがございます。本議会の初日に町長のほうから12月議会から3月今定例会までの町政報告をしていただきました。そのなかに、この令和8年度の当初予算についても記載がございました。私が前々から違和感を持っているのは、町政報告の中に入れるよりも本議会に提案された議会の中の提案理由の説明というのがございますので、この令和8年度の当初予算について、この項目も是非、提案理由の説明の中に入れてご発言をいただきたいなというふうに思っております。これは申し入れでございますので、よろしく願います。

それから、その町政報告の中の文言で、令和8年度の当初予算について歳出の部分の中に、学校給食費についての文言がございます。この中に小学校の完全無償化、中学校の一部無償化というふうに記載がございましたが、この完全無償化という言葉の意味。これを町長がどういうふうに認識をされているのか。

今日も熊日新聞等で各町村の議会の内容の記事がございました。その記事の中にもいろいろ文言がございます。この給食費について完全無償化という記載もあるかもしれませんが、無償化あるいは一部無償化。この言葉の違いというのは町民に対して非常に重要な文言でございますので、町長の認識はどういうふうに思っているのか、もしご見解があれば教えていただきたいなというふうに思います。願います。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 川野議員にお答えします。

今回、国の方針で基準額を定めたくらうで補助を行うということで、これは補助とは予算上のことです。無償化とは通称ということであります。補助するということでございます。この件につきましては5,400円を現在徴収しており、200円を町から出すということをご提案させていただきました。いろいろ心配されていると思いますが、ふるさと納税基金が6億200万円あります。その中で寄附使途が教育推進となっているものが1億2,600万円あります。給食無償化の事業費は6,468万円、これは補助金でございます。うち6,480万が全額でございますね。補助金が5,119万円で教育推進費から1,349万円を充当したいと考えております。なお、この基準額につきましては三党合意のなかで、今後の取組み状況や物価動向を踏まえて、適切な額を設定するという事もおっしゃっておりますので、適切な判断をしていただければと思います。

以上です。

○9番（川野伸一君） 議長。

○議長（境野隆文君） 川野議員。

○9番（川野伸一君） ご回答ありがとうございました。

このあと質問しようと思ったことも、ついでに町長からご回答をいただきました。私がお尋ねしたかったのは、完全無償化という言葉の意味と無償化。昨日ネットで調べてみましたが、完全無償化というふうになれば、どれだけ物価が上がろうがなんだろうが保護者への負担を求めないという意味だということです。無償化もしくは実質無償化ということであれば、先ほど町長がお話しされたように国から県を通して、月額5,200円補助がございします。当然、それで足りない分は保護者に求めるか、自治体のほうで負担するという制度設計になっているというふうに思いますけれども、今回5,200円は補助があるけれども、算定基準にされているのは月額5,400円というふうに設定をされておりますけれども、その足りない200円分を今回の補正予算のほうに入れてございします。だから、その認識の違いが、町長と私はあるのかなというふうに思っております。

そういうなかで、詳細について私のほうが計算してみたところをちょっとお話ししますと、今、小学生が895人おられます。今、予算計上されているのが月額5,400円の11ヶ月分で5,316万3,000円が費用としてかかる食材費になります。財源内訳としては、先ほどの交付金月額5,200円を計算すると、5,119万4,000円が交付金として、町のほうに入ってくると。196万9,000円が町の一般財源から持ち出しというかたちになります。それから中学生については今、349人おられまして、一部補助ということで今回定例会に計上されているのは1人当たり月額3,000円。これの11ヶ月分で合計1,151万7,000円ということございします。財源内訳としては全額、町の一般財源ということで、小学校の不足分と中学校の助成分を合計しますと、1,348万6,000円。先ほど町長が言われた金額になるかと思ひます。今、町長のほうからもありましたが、その内訳についてもお聞きしたかったんですけども、これはふるさと応援寄附金の教育推進の中から補填しますよということございしました。

で、お聞きしたいのが、特に給食費を算定されたその5,400円を計算上出された根拠。それから、増減を想定されているのかいないのか。続きまして、補助金として補助をした場合、増額が出た場合、再度補助をするのか。それと、小学生の給食費の完全無償化と、町民に公開を先だつての初日の議会のあとにすぐ報道というか新聞等にも載りました。そういった新聞記事が出た場合の物価高騰分をどのように補填するのか。あと、学校給食法との整合性をどのように解釈するのか。例えば、条例の制定もしくは補助金要綱の作成等の検討をされているのか。その辺を含めて、疑問に思うところを回答お願いしたいと思ひます。

○給食センター所長（石坂英一君） 議長。

○議長（境野隆文君） 石坂給食センター所長。

○給食センター所長（石坂英一君） 給食センター所長の石坂です。よろしくお願ひします。川野議員の質疑にお答えします。

給食費につきましては、小学校については平成31年4月の給食費、一食単価250円に総務省の消費者物価指数食品の伸び率128%を乗じまして、一食単価を320円と、それに1ヶ月の平均給食回数17日乗じ、10円未満を切り捨て、月額5,400円としております。中学校につきましても、平成31年4月の一食単価280円に総務省の消費者物価指数食品の伸び率128%を乗じまして、一食単価を350円、それに1ヶ月の平均給食回数17日乗じて、10円未満切り捨てにより月額5,900円としております。

○学校教育課長（中富喬君） 議長。

○議長（境野隆文君） 中富学校教育課長。

○学校教育課長（中富喬君） 学校教育課長の中富です。よろしくお願ひします。

ご質問の中にありましたが、今後給食食材費としての動向ということについてですけれども、正直こちら辺はなかなか先が見えないところございします。教育委員会、学校教育課といたしましては、まず根幹として給食に対する質、量の確保を第一前提として考えて、そのうえで国の基準額5,200円の動向が考慮の基本となってくると思ひます。なおかつ物価の状況がどうかということがまた判断材料の一つ。さらには、それを踏まえた町の財政状況を考慮した負担のことを考えるべきだと思ひます。今回の国の制度の建て付けとして、基準額を定めたるうえでの交付金として、国・県が負担して市町村に交付するという制度の建て付け上、町としては補助金という扱いで考えております。今後、そういう諸条件がいろいろ変わって、いわゆる補助金の増額が必要となった場合も想定されることではございします。そうなってくると、もちろん補正予算ということになりますので、議会への説明そういったところは必要となってくると思ひます。

あともう一つ、学校給食法との整合性といいますか、制度の建て付けといたしましては、もちろん補助金ということで保護者の負担軽減での補助金ということになりますので、実質的には保護者への補助金ということになりますけれども、嘉島町の給食のあり方として給食センター長への補助金の交付ということを考えておりますので、そこあたりについては補助金の要綱、規則なりを制定する予定でございます。

以上です。

○9番（川野伸一君） 議長。

○議長（境野隆文君） 川野議員。

○9番（川野伸一君） ご回答ありがとうございました。

今後、物価等を踏まえてどのようになるか、今のところは分からないところではございます。ただ、先ほど町長にお尋ねしたように、完全無償化という文言で町民の皆さまにお知らせするという事は保護者からすると給食費は一切負担しなくていい小学校の部分は、という解釈で取られかねないということを私は言いたいわけです。だから、いろんな各町村で考え方があるかもしれませんが、現段階で執行部内部でもはっきりしていないような状況のなかでああいう発言をされた、でそれが新聞に載った。それを町民の人が見るということ。非常に危惧するようなかたちで思っております。

今現在、5,400円までの予算計上ということで、一般会計予算に計上されておりますので、その部分については皆様で審議して、是とするか非とするかを決めていただければいいかなというふうに思います。私のほうから確認したいことがありましたので、質問させていただきました。

以上です。

○8番（増岡司君） 議長。

○議長（境野隆文君） 増岡議員。

○8番（増岡司君） ただ今、川野議員のほうから学校給食費の完全無償化とそれから一部無償化、そういった言葉の意味合いということをしかりと確認していく必要があるのではないかなというようなことであつたのではなかったかと思えます。私も全くそのようなことを思っておりますので、一言言わせていただきたいと思えます。

今回の予算計上は、あくまでも保護者が負担すべき給食費に対しまして、小学校の児童に対しては200円、中学校3,000円を町が一般財源を持って補助するという制度でございます。決して、保護者が負担すべき給食費を地方自治法の第14条によって、これは国民の生活の権利義務を変更する場合には条例等を持って、別に定める必要があるというような規定がありますので、この14条によって、条例によって免除するあるいは町がすべて負担するというわけではないということだと思えます。つまり、学校給食センター運営要綱第8条第1号、これが小学生の給食費の食材、2号は中学生の給食費の食材、これは全て保護者が負担するという部分は残っているということでございます。つまり、学校給食法第11条の保護者負担の原則の例外措置ではないかなという考えを持っております。私たちが議論をする前に、決して見失ってはならないのは学校給食法第11条によって我々議会は保護者が負担すべき給食費の一部を町が補助するという認識、これを見失ってはならないのではないかなというふうに思っております。

もし、完全無償化という言葉を使いますならば、それは条例によって免除するとか町が負担するとか言ったことで、別枠でもう全く保護者からは負担を求めませんよというような条例を制定すべきであると私は考えております。なぜこのようなことを申しますかと言いますと、先ほど申し上げましたように保護者が負担すべき給食費を免除する、町が負担するという条例や条文でありますならば、それこそ議会にかけて議決を求めるといふこと。今回は補助金要綱で物事を処理していこうというようなことですので、考え方としては完全無償化というような言葉遣いはいかがなものかなというふうに私は思っております。

町長いかがでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（境野隆文君） 一時休会します。

○議長（境野隆文君） 休会に引き続き、会議を開きます。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 増岡議員にお答えします。

町民に分かりやすくするために完全無償化と、そして中学校は一部無償化ということで補助金を使ったなかで実施していきたいと思っております。その都度、給食費無償化問題特別委員会と相談しながら、ま

た補助金は決定していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○8番（増岡司君） 議長。

○議長（境野隆文君） 増岡議員。

○8番（増岡司君） ご回答ありがとうございます。

私が申し上げたいと思いましたが、完全無償化とそれから一部補助、この使い方をきちんとした使い方をやっていただきたいというのが、私の発言の目的です。と言いますのは、やはり川野議員からも先ほどありましたように、町政報告の中で小学生については完全無償化というような表現がありますので、それはいかがなものかというようなこと。なぜかと言いますと、補助金を持って、表現的には無償化ですよ、保護者は負担ありませんと。しかし、その言葉の原点として、完全無償化の意味とそれから一部補助金、これは違うから、そこの使い分け、そこを町長が外に出られるとき人に話されるときはやはり使い分けをきちんとしたほうがいいかなという気持ちが私の見解でございます。以上でございます。ありがとうございます。

○教育長（青木政俊君） 議長。

○議長（境野隆文君） 青木教育長。

○教育長（青木政俊君） 私のほうから申し上げる立場にはないかもしれませんが、補足と言うとちょっと失礼なんですけれども、追加の説明をさせていただきます。

議員の皆様のおっしゃるとおり、この制度設計はあくまでも補助制度でございます。ただ、町長のご意思として町民に分かりやすいように伝わりやすいようにということで無償化という言葉が使われている。国、他市町村も同様の言い方をしているということと私は認識しております。仮にですけれども、この議案が可決された場合に保護者への周知、これは教育委員会が中心となって周知をすることになると思います。で、その際の文言、用語の使い方、あくまでも補助金であるということについては、教育委員会からの周知なりで工夫と言いますか、そこは考えたい検討したいと言いますか、明確にしたいと思います。

以上です。

○8番（増岡司君） 議長。

○議長（境野隆文君） 増岡議員。

○8番（増岡司君） 丁寧な説明ありがとうございます。是非そういう進め方をお願いいたしたいと思いません。以上でございます。

○9番（川野伸一君） 議長。

○議長（境野隆文君） 川野議員。

○9番（川野伸一君） 今、鍋田町長のほうからは分かりやすいように完全無償化という言葉が使われました。今、教育長のほうからは、保護者に対しては補助金という説明をしますと、でこれはかしまの広報誌に記載される文言はどちらで記載されるんですかね。その辺をはっきりしていただきたいと思えますけれども、よろしく願いいたします。

○議長（境野隆文君） 休会します。

○議長（境野隆文君） 休会に引き続き、会議を開きます。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 川野議員にお答えします。

小学校は無償化、内容として補助金というようなことを書きたいと思っております。中学校は一部無償化ということで統一したいと思っております。

以上です。

○議長（境野隆文君） ほかに質疑はございませんか。

○9番（川野伸一君） 議長。

○議長（境野隆文君） 川野議員。

○9番（川野伸一君） 質疑がだいたい終息したようでございますので、令和8年度嘉島町一般会計予算に対する附帯決議の動議を提出したいと思います。そのために、議員の皆様には報告と説明をしたいと思いますので、休会を求めます。

○議長（境野隆文君） ただ今、川野議員から休会の申し出がありましたので、ここで休会をいたします。

議員の皆さんは控室で協議をなされて、その結果を議長のほうに報告を願います。

○議長（境野隆文君） 休会に引き続き、会議を開きます。

ただ今、川野議員より動議の説明のための休会の要請があり、協議をされたあと、この議案に対して附帯決議の動議が出ております。しばらくお待ちください。

ただ今、川野議員から議員提出議案第1号 令和8年度嘉島町一般会計予算に対する附帯決議が提出されました。この動議は1人の賛成者がありますので成立しました。議員提出議案第1号 令和8年度嘉島町一般会計予算に対する附帯決議を直ちに採決します。議員提出議案第1号 令和8年度嘉島町一般会計予算に対する附帯決議について説明を求めます。

○9番（川野伸一君） 議長。

○議長（境野隆文君） 川野議員。

○9番（川野伸一君） 発議 第1号 令和8年度嘉島町一般会計予算に対する附帯決議

上記決議を嘉島町議会会議規則（平成15年町議会規則第1号）第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出します。

令和8年3月6日 提出者 嘉島町議会議員 川野 伸一

賛成者 嘉島町議会議員 森田 義雄

嘉島町議会議長 境野 隆文 様

議員提出議案第1号 令和8年度嘉島町一般会計予算に対する附帯決議

このたびの令和8年度嘉島町一般会計予算については一応の理解は示すものの、現状では財務収支のバランスが保たれていない状況が続いている。

令和8年度嘉島町一般会計の歳出予算に「学校給食費の無償化事業」に関する学校給食費補助金が計上されているが、国・県からは定額の補助であるため、この事業執行については下記事項について取組みを行っていくべきである。

記

1 事業実施の経過において、事業内容や物価高騰による材料費が不足した場合に質・量の低下を防ぐ対策として事業費に変更や見直しが生じた場合、議会及び保護者に説明・報告し、協議を行うこと。

2 国・県の交付要綱に準じて補助を行い、事業の経過や検証の結果を定期的に報告すること。

3 行財政改革のもと、提案理由においても聖域なき効率化を進めるとした発言に基づき、学校給食費補助も例外とせず、安定した財政運営が果たせるよう執行部は努力し、令和9年度からの当初予算編成に反映させること。

令和8年3月6日 嘉島町議会

よろしくご審議をお願いします。

○議長（境野隆文君） それでは議案の質疑 討論 採決を行います。

これより、

議員提出議案第1号 令和8年度嘉島町一般会計予算に対する附帯決議についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案提出議案第1号 令和8年度嘉島町一般会計予算に対する附帯決議については提出されました議案のとおり、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立ください。

〔起立する者あり〕

賛成多数。よって、本案は原案のとおり可決しました。お座りください。

それでは、日程第1 議案第24号の引き続き討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第24号 令和8年度嘉島町一般会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

ここで、机上に配布してありますとおり、議員提出議案第2号 令和8年度嘉島町一般会計予算に対する附帯決議（中学校給食費完全無償化の早期実現について）の議員提出議案が1件提出されております。

園田議員から、議員提出議案第2号 令和8年度嘉島町一般会計予算に対する附帯決議（中学校給食費完全無償化の早期実現について）が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 議員提出議案第2号 令和8年度嘉島町一般会計予算に対する附帯決議（中学校給食費完全無償化の早期実現について）をただちに日程に追加し、追加日程第2とし採決します。

追加日程第1 議員提出議案第2号 令和8年度嘉島町一般会計予算に対する附帯決議（中学校給食費完全無償化の早期実現について）の説明を求めます。

○5番（園田義宣君） 議長。

○議長（境野隆文君） 園田議員。

○5番（園田義宣君） 発議第2号 令和8年度嘉島町一般会計予算に対する附帯決議（中学校給食費完全無償化の早期実現について）

嘉島町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙の通り提出します。

嘉島町議会議長 境野 隆文 様

発議者 嘉島町議会議員 園田 義宣

賛成者 嘉島町議会議員 穴井 智子 同 賛成者 嘉島町議会議員 森下 文夫

それでは附帯決議案を読み上げます。

議案提出議案第2号 令和8年度嘉島町一般会計予算に対する附帯決議案

令和8年度嘉島町一般会計予算において、中学校給食費について月額3,000円の助成措置が計上された。学校給食費は教育の一環であり、子育て世帯の経済的負担軽減は町の重要施策である。本措置は中学校給食費完全無償化に向けた第一段であるとの認識のもと、本議会は町に対し、次の事項を求める。

1. 財政状況を十分に検証しつつ、持続可能な財源確保を具現化すること。
2. 早期実現を目指し、中学校給食費の完全無償化に向けた工程表を策定し公表すること。
3. 毎年度、進捗状況及び財政影響を議会に報告すること。
4. 国の制度動向（学校給食費に関する支援策）を踏まえ、町として先行的・主体的に検討を進めること。

以上、決議する。

令和8年3月6日 嘉島町議会

以上でございます。ご審議願います。よろしく願います。

○議長（境野隆文君） それでは、議案の質疑 討論 採決を行います。

これより、

議員提出議案第2号 令和8年度嘉島町一般会計予算に対する附帯決議（中学校給食費完全無償化の早期実現について）の質疑に入ります。質疑はありませんか。

○9番（川野伸一君） 議長。

○議長（境野隆文君） 川野議員。

○9番（川野伸一君） 今、発議第2号、中学校の給食費の完全無償化ということでご提案をいただきましたが、しつこいようで申し訳ないですが、この提出議案の中にも先ほどの小学校と同様に、中学校給食費の完全無償化の早期実現。附帯決議案の中にもいくつか「完全」という言葉を使っていますが、先ほど私が質疑をしたようなかたちで、実質の無償化なのか完全無償化なのか。その辺をご回答いただければと思います。

○5番（園田義宣君） 議長。

○議長（境野隆文君） 園田議員。

○5番（園田義宣君） 川野議員の質疑にお答えします。

先ほどから完全無償化、無償化との違いということで議論がされておりましたけれども、正直に言って

完全無償化と無償化の違いは何なのかと考えたときに学校給食法の第11条が念頭にあるんじゃないかなと思っています。あれに、いわゆる給食費の食材費は原則保護者負担とするとあります。ただ、これは昭和29年に出た通達でございますけれども、同じ年に文部次官通達で、この文言は給食費の負担区分を定めたものであって保護者と限定しているものではない、地方自治体とかが給食費の補助、無償化をすることについて制限するものではないという文部次官通達が出ております。そうでなければ、もうかつて給食費の無償化をやった地方自治体は学校給食法第11条の法令違反を犯したということになります。これは何も問題になっていませんので、法律の文言と実際の運用の解釈は違うというのは歴然とした事実で、それがなければくどいようですが自治体は給食費を無償化できません。ですから、私はその完全というのはたぶんこの部分があるのかなと思いつつ、実質無償化ということで私は同じものと考えております。

以上です。

○9番（川野伸一君） 議長。

○議長（境野隆文君） 川野議員。

○9番（川野伸一君） 園田議員の方からご回答いただきました。

給食法の保護者負担という部分を念頭にということで、私のほうから質問があるんじゃないかなということでございましたが、先ほども申しましたけれども、給食費について考え方の差、そして歴史がございます。完全無償化という文言と無償化という文言で、無償化というものは実質無償化であって、先ほどからお話をしているように、この経済状況で物価高騰とかそういったものを加味していない。要は追加が出た場合はその都度、保護者が負担するのか自治体によって負担するのか考えていく。完全無償化というのは先ほど増岡議員も言われたように、免除に該当するような文言だと私は認識しております。ですから、附帯決議の内容については賛同するものではございますが、この完全無償化という「完全」をどうしても入れて決議をしないとイケないのか、その辺をお聞かせ願えればというふうに思います。

○5番（園田義宣君） 議長。

○議長（境野隆文君） 園田議員。

○5番（園田義宣君） 川野議員の質疑にお答えします。

正直に言って何て答えていいのかよく分からないんですけども、堂々巡りになりそうな気がするんですけども。無償化であっても完全無償化であっても目指すところは一緒じゃないかなと私は考えております。ただ、そこに完全という言葉があると何もかも全部せなあかんのじゃないかなという、あれなんでしょうけれども、無償化も実は同じじゃないかなと僕は思っています。「完全」という言葉がそんなに引っかかるのかなと思いつつ、それが問題となればこの「完全」という言葉を取り除いても無償化であることは間違いのないわけですから、それは僕は構わないと思っています。そんなに私はこだわっていません。無償化は無償化です。それではここに書いてある完全無償化の「完全」という文言は削除させていただきます。

以上です。

○議長（境野隆文君） 附帯決議の「完全」を無くせばいいですか。無償化でいい。完全無償化を省く。これは再度、文書は提出されますか。削除した分を再度、議長宛に提出してください。

○1番（春日公和君） 議長。

○議長（境野隆文君） 春日議員。

○1番（春日公和君） 春日でございます。附帯決議案について質問をさせていただきたいと思っております。

まず箇条書きの部分ですけれども、今回、町の執行部側からは財源の検討を行う、行財政改革を行うと。一応、今年度でそれを進められると思います。このなかで工程表を策定し公表すること、財政状況を議会に報告することということが文言に入っておりますけれども、こういった部分については8年度中にするべきなのか、どうなのか。それと、8年度予算に対しての附帯決議なので、8年度中にしなさい。ただ執行部側としては行財政改革を8年度から実施するというようにされておりますので、やはりスケジュール的に執行部側からは無理があるのかなという思いがあります。それともう一つ、国の制度動向を踏まえ、町として先行的・主体的に検討を進める。これは検討だけでよろしいですね。当然、検討という言葉が入っているの。その辺を確認させていただきたいと思っております。

○5番（園田義宣君） 議長。

○議長（境野隆文君） 園田議員。

○5番（園田義宣君） 春日議員の質疑にお答えいたします。一つは2番のところに該当すると思うんですけども、そこに書いてある文章のとおり、早期に中学校の給食費の無償化を実現してくださいと。それ

に向けた工程表を策定して、公表してくださいということですから今年度中に作れとかそういうふうに期限を示したものではありません。

それから4番の主体的に検討を進めることということで、要するに主体的に検討を進めてくださいと読んで字のごとでございます。

以上です。

○1番（春日公和君） 議長。

○議長（境野隆文君） 春日議員。

○1番（春日公和君） 今回、8年度当初予算においては、町長の提案理由の説明の中ではやはり聖域なき見直しを行うという発言がっております。そういったなかで先ほどの附帯決議では補助金もそうですよというところを確認したところでございます。そういったところを策定されるのは1年間、これについてはやはり行財政改革の一番頭に来る部分は扶助費であったり補助金であります。こういったところがまず最初に検討される事柄だと思えます。そういったところを踏まえて、やはり執行部側も大変な作業になるかと思えます。1年間でこれができるのかどうか。今、園田議員からは期限は定めないと、やってくれればいいと。ですから、しっかり令和8年度において執行部側も行財政改革を進めていただいて、その部分は扶助費、補助費、それから社会基盤整備費等が入ってきますけれども、やはりそういった部分が一番念頭に入ってきますので、その辺は十分に理解していただいて行財政改革に進めていただきたいと思えます。

よろしく願いいたします。

○議長（境野隆文君） 春日議員の質疑を終わります。ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○10番（森田義雄君） 議長。

○議長（境野隆文君） 森田議員。先に賛成なのか反対を述べてからお願いします。

○10番（森田義雄君） 反対の討論をしたいと思えます。町長の町政報告や一般質問で非常に厳しい財政状況にあるので、歳出の抑制や行財政改革に取り組むと答弁をされております。給食についても例外ではないと考えますので、国・県からの財政支援がない限り、無償化はすべきでないとは私と考えておりますので、反対の討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（境野隆文君） ただ今、森田議員より反対の討論がありました。賛成の議員の方、討論ありますか。

○5番（園田義宣君） 議長。

○議長（境野隆文君） 園田議員。

○5番（園田義宣君） 本決議案は直ちに実施を求めるものではありません。財政状況を踏まえ、検討を進めることを期待するものであって、財政規律を損なうものではないと思っておりますので、自分で出してしまうのも何ですけれども、決議案に賛成しております。

以上です。

○議長（境野隆文君） ただ今、園田議員の討論が終わりました。ほかに討論はありますか。反対の方。

○8番（増岡司君） 議長。

○議長（境野隆文君） 増岡議員。

○8番（増岡司君） 先ほど森田議員のほうから財政的なことと国・県からの助成という発言がありました。私もそのとおりだろうと思えます。なぜかと言いますと、この給食費問題につきましては、その原点というのは財政が厳しい、非常にどうにもならないからというようなところのなかでの給食費問題ということでございます。財政の見通しが立つのか立たないのかと一生懸命私たち議論をしてみました。そういったなかで、先ほど園田議員の方からもすすすぐにというようなことではないとございますけれども、まずは小学校の給食費のことをしっかりと進める。そして中学校の一部助成。そういったことを進めたなかで、次の段階でというようなこととはいかがなものかなというふうにも考えますけれども、今、現在はどうかというふうには私は考えております。

以上です。

○議長（境野隆文君） ただ今、増岡議員の討論が終わりました。賛成の議員の方、討論はありますか。

○3番（穴井智子君） 議長。

○議長（境野隆文君） 穴井議員。

○3番（穴井智子君） 穴井です。賛成の立場から討論を行います。

この質疑・討論が何なのか分からなくなりそうですけれども。議長、給食費のこの予算については、予算は採決されましたよね。はい。今、質疑・討論となっているのは、この発議がありました1号に対しては全議員が賛成ということで、附帯決議ですね。この2号に対しては、物言いがついたというような状況かと思えますけれども、整理するとですね。1号に対しても、財政のバランスが取れていないというような文言もやはりお見受けしますし、1番の材料費が不足した場合云々とあります。で、この2号に対しても早期にということで、具体的に何年以内にといいものをしっかり明記したものではない。ただし、国の状況だったり物価の高騰だったりそういうことを踏まえてということを加味したうえでの附帯決議案ということを私は認識しています。

それと学校給食費についての月額3,000円の助成措置が計上されたということ、これはもう予算で採決されていることだと思いますけれども、増岡議員がおっしゃるように財政が厳しくて、無償化が難しいということであれば、この3,000円の助成についても反対すべきことではなかったのかなと私個人的には思ってしまうんですけれども、そこについては何ら質疑反対とかの討論もなかったのかなと思いますので、将来に向けて、この予算案に対しては反対がなかった。この附帯決議は早期中学校の無償化に向けて、早期を目指して執行部の方よろしく願いますというような附帯決議案だと思いますので、私は賛成です。

○議長（境野隆文君） ただ今、穴井議員の討論が終わりました。ほかに反対の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案提出議案第2号 令和8年度嘉島町一般会計予算に対する附帯決議（中学校給食費無償化の早期実現について）は、提出議案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立ください。

〔起立する者あり〕

○議長（境野隆文君） 反対の方、ご起立ください。

賛成3名、反対7名です。よって、本案は否決されました。

以上で、午前の部を終了したいと思います。残りの議案は1時半より開催したいと思いますので、よろしく願います。

休憩 11時56分

○議長（境野隆文君） 午前に引き続き、お昼からの会議を始めます。

その前に訂正がございます。先ほど、議案提出議案第2号の採決のときに賛成者3名、反対7名と申しましたが、6名の誤りでありましたので、ここで訂正をさせていただきます。失礼いたしました。

それでは、

議案第25号 令和8年度嘉島町国民健康保険特別会計予算の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第25号 令和8年度嘉島町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第26号 令和8年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計予算の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第26号 令和8年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第27号 令和8年度嘉島町介護保険特別会計予算の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第27号 令和8年度嘉島町介護保険特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第28号 令和8年度嘉島町後期高齢者医療特別会計予算の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第28号 令和8年度嘉島町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第29号 令和8年度嘉島町簡易水道事業会計予算の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第29号 令和8年度嘉島町簡易水道事業会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第30号 令和8年度嘉島町下水道事業会計予算の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第30号 令和8年度嘉島町下水道事業会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第2 議員派遣の件について

○議長（境野隆文君） 日程第2 議員派遣の件についてを議題とします。お諮りします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第121条の規定により、議員を派遣したいと思います。本定例会から次期定例会までの間における議員派遣については、お手元に配布のとおりであります。日程及び出席者等の変更、未定事項の決定については、議長に一任願いたいと思います。なお、緊急を要する場合は必要に応じて議長において、議員の派遣を決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣表のとおり派遣することに決定しました。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第3 委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（境野隆文君） 日程第3 委員会の閉会中の継続調査申し出についての件を議題とします。お諮りします。

各委員長から所掌及び所管に属する事務のうち、嘉島町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました事務の調査について、閉会中の継続調査の申し出があります。なお、各委員会の所掌及び所管に属する事務の調査、事項の変更、未定事項の決定については、議長に一任願いたいと思います。お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中も継続調査とすることに決定しました。

しばらくお待ちください。

ただ今、町長から同意案第1号 教育委員会の教育長の任命についての件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第2として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、同意案第1号は追加日程第2として議題とすることに決定しました。

同意案第1号 教育委員会の教育長の任命についての件を議題とします。町長の説明を求めます。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 同意案第1号 教育委員会の教育長の任命について、下記の者を教育委員会の教育長に任命したいので、同意を求めます。

記

氏名 江上 知男

生年月日 昭和39年1月24日生

令和8年3月6日提出 嘉島町長 鍋田 平

提案理由 教育委員会教育長の青木政俊氏が、令和8年3月31日をもって任期満了となるので、新たに江上知男氏を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。よろしくお願ひします。

○議長（境野隆文君） 以上で、町長の説明を終わります。お諮りします。

本案は町長より提案のとおり、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、同意案第1号 教育委員会の教育長の任命については、同意することに決定いたしました。

しばらくお待ちください。

ただ今、町長から同意案第2号 教育委員会の委員の任命についての件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第3として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、同意案第2号は追加日程第3として議題とすることに決定しました。

同意案第2号 教育委員会の委員の任命についての件を議題とします。町長の説明を求めます。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 同意案第2号 教育委員会の委員の任命について、下記の者を嘉島町教育委員会の委員に任命したいので、同意を求める。

記

氏名 荒尾 智恵美

生年月日 昭和53年6月7日生

令和8年3月6日提出 嘉島町長 鍋田 平

提案理由 教育委員会委員の荒尾智恵美氏が令和8年3月8日をもって任期満了となるので、同氏を再任するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。よろしくお願ひします。

○議長（境野隆文君） 以上で、町長の説明を終わります。お諮りします。

町長から提案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、同意案第2号 教育委員会の委員の任命については、同意することに決定いたしました。

以上で、本定例会の会議に付されました案件は、すべて終了しました。会議を閉じます。これで、令和8年第1回嘉島町議会定例会を閉会します。お疲れ様でした。

なお引き続き、議員控室において全員協議会を開催しますのでよろしくお願ひします。

閉会 13時48分

地方自治法第123条第2項の規定により、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

嘉島町議会議長

嘉島町議会議員

嘉島町議会議員

嘉島町議会会議録

令和8年第1回 定例会

令和8年4月発行

発行人 嘉島町議会議長 境野 隆文
編集人 嘉島町議会事務局長 下田 雅文

